

# 令和3年12月 川棚町議会定例会会議録

(第1日目)

令和3年12月7日 火曜日 (午前10時開会)

出席議員 (14人)

1番	福田	徹
2番	小谷	龍一郎
3番	毛利	喜信
4番	初手	安幸
5番	堀池	浩
6番	山口	隆
7番	小田	成実
8番	田口	一信
9番	高以良	壽人
10番	堀田	一徳
11番	炭谷	猛
12番	水谷	末義
13番	波戸	勇則
14番	村井	達己

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	久 田 直	喜
書 記	石 川 純	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文	夫
副 町 長	馬 場 直	英
教 育 長	竹 下 修	治
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	大 川 豊	文
企 画 財 政 課 長	野 上 英	了
新 庁 舎 建 設 室 長	琴 岡 美	昭
税 務 課 長	小 中 尾 寿	隆
健 康 推 進 課 長	太 川 一	輝
会 計 課 長	末 永 安	江
住 民 福 祉 課 長	成 富 浩	樹
産 業 振 興 課 長 兼農業委員会事務局長	福 田 多	肥
建 設 課 長	中 原 敬	介
ダ ム 対 策 室 長	田 川 義	信
水 道 課 長	川 内 和	哉
教 育 次 長	荒 木 俊	行
行 政 係 長	井 原	和

## 議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 行政報告

第5 一般質問

( 1 0 : 0 0 )

**議** \_\_\_\_\_ **長** ご起立をお願いいたします。おはようございます。着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、令和3年12月川棚町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。

( 1 0 : 0 0 )

### 日程第1 会議録署名議員の指名

**議** \_\_\_\_\_ **長** 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、川棚町議会会議規則第125条の規定によって、高以良壽人議員及び堀田一徳議員を指名いたします。

### 日程第2 会期の決定

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配布をしております会期日程案のとおり、本日から12月13日までの7日間と決定したいと思います。これが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月13日までの7日間と決定をいたしました。

( 1 0 : 0 1 )

**議** \_\_\_\_\_ **長** なお、議事日程につきましても、お手元に配布のとおりであります。

### 日程第3 諸般の報告

**議** 長 次に、日程第3「諸般の報告」を行います。

去る、10月12日川棚町議会臨時会が開かれ、長崎県事業継続支援給付金事業費に係る一般会計補正予算（第7回）の議案審議が行われ、いずれも全会一致で可決をいたしております。

同日、高齢者叙勲伝達式が行われ、元町議会議員森田正昭氏が瑞宝双光章を受賞されております。おめでとうございます。

次に、11月1日県北振興局に対し、町内で展開されている各県営事業について、新規事業1件、事業促進7件、維持補修等1件について早期完成の要望を行いました。

次に、11月2日令和3年度川棚町戦没者慰霊祭が例年より規模を縮小し執り行われております。

次に、11月3日令和3年度川棚町表彰式が行われ、6名の方が表彰をされております。誠におめでとうございます。

次に、11月19日東彼杵郡町村議会議員交流会が開かれ、2年ぶりに3町議員が一堂に会し、各常任委員会の活動報告のほか意見交換を行っております。

その他の諸報告につきましては、お手元に配布した「議長諸報告」が9月定例会以降、私が主に出席した会議等であります。

その他、お手元に配布しておりますとおり、例月出納検査の結果に関する報告書、9月、10月、11月実施分が監査委員から提出をされておりますので、後ほどご一読願います。

また、福田議員が10月に参加した全国市町村国際文化研修所で行われました市町村議員研修の報告書の写しを配布をしております。これも後ほどご一読いただければと思っております。以上で、私からの報告を終わります。

(10:03)

#### 日程第4 行政報告

**議** 長 次に、日程第4「行政報告」を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許可いたします。町長。

町 長 皆様、おはようございます。本日ここに、令和3年川棚町議会12月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、ご健勝にてご出席を賜わり、定刻開会いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

まず初めに、職員の懲戒処分についてであります。

去る、10月28日に行った職員の懲戒処分につきましては、10月29日に町議会全員協議会においてご報告したとおりであります。この本会議の場におきまして、改めて、職員が起こした死亡事故により、お亡くなりになりました被害者の方に対し衷心より哀悼の意を表しますとともに、ご遺族の皆様にご心からお悔やみを申し上げる次第であります。

また、水道課職員の不祥事に係る懲戒処分につきましても、町政に対する町民の信頼を裏切ることとなり、町政を預かる者として、議員の皆様並びに町民の皆様に対して、改めて深くお詫びを申し上げる次第であります。誠に申し訳ありませんでした。

また、このような不祥事が二度と起きないように、職員の交通安全と綱紀粛正を徹底し、信頼回復に努めてまいりたい所存であります。

次に、新型コロナウイルス感染症並びにワクチン接種の状況についてであります。

新型コロナウイルス感染症につきましては、10月に入ってから断続的に本町において感染者が発表され、しかも町内の飲食店においてクラスターが発生したこともあり、感染拡大を大変心配をしておりましたが、10月19日に発表された56例目の感染者の発生以来、新たな感染者の発表がない状況が続いており、長崎県全体としても11月の感染者が3名に留まっている状況であります。

これはワクチン接種の効果ではないかと、このように拝察をしておりますが、町民皆様方のお一人お一人が感染防止にご協力をいただいていることも大きな効果ではないかと思っております。

また、新型コロナウイルスのワクチン接種につきましては、町内の医師会の先生方のご協力により、順調に接種が進み、公会堂において実施をしておりました集団接種は10月23日をもって終了し、現在、医療機関での個別接種により進められているところであります。

接種の状況につきましては、11月30日時点ではありますが、12歳以上の町民の1回目のワクチン接種は、1万953人で接種率は89.1パーセント、2回目のワクチン接種者は、1万771人で接種率は87.6パーセントに達しております。

3回目のワクチン接種につきましては、医療従事者が12月中に接種を完了させる予定とのことであり、本町では、高齢者施設の入所者を令和4年1月19日から実施し、1月29日からは集団接種を開始する予定で準備を進めております。

接種日につきましては、2回目の接種日を基に町であらかじめ日程調整を行い、期日を指定して対象者にご案内することにより、予約手続きの簡素化を図りたいと考えております。

接種券につきましては、接種予定日の2週間前にはご本人のお手元に届くよう、順次発送するよう計画をいたしております。

町民の皆様には引き続き感染防止対策に取り組んでいただきますよう、よろしく願いいたします。

次に、川棚町プレミアム付商品券「2021かわたなば元気にする券」についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた町民の皆様及び町内事業所を元気にすることを目的とした「川棚町プレミアム付商品券事業」につきましては、先の9月議会において、補正予算のご決定をいただき、事務を進めてきたところであります。

この度、準備が整い、11月6日から販売を開始しておりますが、現在、950冊余りを販売しており、販売率は54.3パーセントとなっております。今後は、この事業により約8,700万円程度の事業効果が見込まれ、町内の経済の活性化が図られるものと、このように期待をいたしております。

次に、子育て世帯への臨時特別給付金についてであります。

令和3年11月19日に「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」が閣議決定され、我が国の子どもたちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、「子育て世帯への臨時特別給付金支給事業」に取り組むよう市町村に対して要請があったところであります。

そこで、本町におきましても速やかに対応するため、その事業に係る予算を計上した令和3年度一般会計補正予算（第8回）の専決処分を行い対応いたしたところであります。

これは、高校3年生までの子どもを養育している方に対し、一定以上の年収がある世帯を除き、子ども1人当たり5万円の現金を支給するものであり、対象となる子どもの数を約2,100人と見込み、その支給額と支給に要する経費を計上させていただいたところであります。従来の児童手当の仕組みを活用し、既に児童手当の支給に係る口座登録のある方には、年内12月中に支給ができるよう取り組んでまいります。以上4点、行政報告とさせていただきます。

次に、本定例会において提出する議案等ではありますが、専決処分の報告1件、令和3年度各会計補正予算3件、条例の制定1件、条例の改正2件、その他2件でございます。提案理由につきましては、その都度説明させていただきますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

失礼いたしました。ただいま、プレミアム付商品券「2021かわたなば元気にする券」についての行政報告の中で、11月6日から販売を開始しておりますが、「現在950冊余りを」と、このように申し上げましたが、「9,500冊余り」を販売しており、販売率は54.3パーセントとなっております。大変失礼いたしました。

**議** 長 これで行政報告を終わります。

(10:15)

## 日程第5 一般質問

**議** 長 次に、日程第5「一般質問」を行います。

本定例会での一般質問通告者は8人です。これから通告順にしたがって質問を許可いたします。まず、堀池浩議員。

**5番 堀池** おはようございます。議席番号5番、堀池浩です。通告に沿って質問いたします。

まず1問目が、医療用ウィッグなどへの助成についてです。



最近は、2人に1人は何らかのがんを発症すると言われていています。がん撲滅のためには、がん予防やがん検診による早期発見と早期治療が必要ですが、がんを発症罹患して、その治療での抗がん剤や放射線治療などの化学療法、また手術療法により外見の変化を受けた方は、精神的だけでなく金銭的にも大きな負担となっています。就労などの社会参加を促進し、療養生活の質の維持向上を図るためにもサポートが必要だと思います。そこで、以下のことをお尋ねします。

①昨年度、本町民でがん治療を受けた方は何人でしたか。

②医療用ウィッグ、人工乳房、補正下着の購入費用に助成することはできませんか。

次に、2問目の带状疱疹予防ワクチンへの助成についてです。

带状疱疹を起こすのは、ほとんどの人が持つ水痘・带状疱疹ウイルスが原因となり、50歳代以降に発症しやすく80歳までに3人に1人がかかり、その带状疱疹を発症した多くの方が、後遺症として神経痛などが残り継続治療が必要となっています。その予防法として、最近テレビCMでも流れています、50歳以上からのワクチン接種が有効であると言われていています。そこで、以下のことをお尋ねします。

①带状疱疹予防ワクチンの接種について、周知する考えはありませんか。

②ワクチン接種には、自己負担8,500円以上かかりますが、助成することはできませんか。以上、壇上での質問を終わります。

**議 長** 町長。

**町 長** 堀池議員のご質問にお答えします。ただいま議員からは2項目にわたってご質問をいただきましたので、まず最初の医療用ウィッグなどへの助成についてのご質問にお答えいたします。

①の「昨年度、本町でがん治療を受けた方は何人いたのか」とのご質問ですが、町では全ての町民の受診情報を把握することはできませんので、昨年度にがん治療を受けた方が何人いたかはわかりません。

しかし、国民健康保険及び後期高齢者医療保険の被保険者につきましては、長崎県国民健康保険団体連合会で、毎年5月の診療報酬明細書を基に、疾病分類統計資料が作成されておりますので、それによりますと、令和2年度に悪性新生物の治療のため入院された方は、国保被保険者で13件、後期

高齢者で18件となっております。

次に、医療用ウィッグ、人工乳房、補正下着の購入費用に助成することはできないかということですが、長崎県内で医療用ウィッグの補助を行っている自治体は、調査をしたところ平戸市だけでありました。

補助制度を設けている自治体では、がん患者の治療と就労の両立を支援することを目的として事業を実施をされているようであり、大変意義ある制度ではないかと、このように判断をいたしたところであります。本町でも事業に取り組むことができないか、他の自治体の実施状況等について調査するよう担当課に指示をしたいとこのように考えております。

次の、帯状疱疹予防ワクチンへの助成についての質問にお答えしますが、本町では現在、帯状疱疹予防ワクチンの周知は行っておりませんが、今後医師会からの要請などがあれば、周知の実施については検討することにいたしたいと、このように考えております。

②の「ワクチン接種が、自己負担8,500円以上かかるが、助成することはできないか」とのご質問ですが、行政が主体となって行う予防接種は感染症のまん延防止を目的とするものであります。

議員がただいま述べられましたとおり、帯状疱疹は、過去に水ぼうそうに感染したことがある者が免疫力の低下に伴って発症する疾病であり、地域のまん延防止対策の対象とすべき感染症ではないと、このように判断をいたしております。したがって、帯状疱疹予防ワクチンにつきましても、感染症のまん延防止という目的に資するものではなく、行政が補助制度を設けてまで推進すべきものではないと、このように判断をいたしております。

また、50歳以上の町民を対象とした場合、対象者数も多くワクチンも高額であるため、助成制度を実施するための財源をどのように確保するかという問題もあります。このようなことから、本町においては助成制度を設けることは考えておりません。以上、答弁とさせていただきます。

**議 長** 堀池議員。

**5 番 堀 池** まず1問目の方なんですけども、医療用ウィッグ、人工乳房、補正下着の購入費用助成、これは県内で今平戸市で補助制度があるということ、話があったんですけども、この平戸市での補助制度っていうのは大体どういうものかご説明いただけませんか。

**議 長** はい、町長。

**町 長** 担当課で調査をしておりますので、担当課長に答弁をさせます。

**議 長** 健康推進課長。

**健康推進課長** はい。先ほど町長が申しましたとおり、私の方が調査を行いましたので、堀池議員の質問に私の方からお答えさせていただきたいと思えます。平戸市におきましては、令和2年度からこの制度を設けております。内容につきましては、平戸市では「平戸市がん患者かつら購入費補助事業」という名称で行われておりまして、対象となるものは医療用のウィッグに係るものということになっております。補助費用につきましては、かつらの購入費にかかる費用の2分の1とですね、がん治療の受診証明書の取得にかかる費用と、すいません、かつらの購入にかかる費用を合計した金額の2分の1で2万円を上限ということで事業を実施をされておられます。以上でございます。

**議 長** 堀池議員。

**5 番 堀 池** ありがとうございます。県内では平戸市でということ、ほかの他県でのそういう、早いところでやっているのは、これはアピアランスサポート事業として何か所か取り組んでいるところがあるんですけども、そういうところの調査というのはなされたんでしょうか。

**議 長** 健康推進課長。

**健康推進課長** はい、堀池議員のご質問にお答えいたします。まずですね、私の方で調査を行いました際に、長崎県ががん患者の方に、がん患者と向き合う方に対して交付をしています「サポートブックながさき」というものを作っておりまして、そちらに先ほど議員がおっしゃられましたアピアランスケアについての記載もあったんですが、これについてはもう長崎県としてはですね、そういう取組を県としてやるものではなく、各医療機関の方でご相談くださいというスタンスだということでお話を伺いまして、県の方としてはあまり状況を把握されていないということでしたので、インターネット等を活用しまして私の方で確認をしましたところ、医療用ウィッグの販売業者の方で取りまとめたものがありました。比較的ですね、割と多くの自治体が取組をされているんですが、近隣でいきますと佐賀県が2市1町で取組ま

れているという実績であります。その他につきましては、数が多くございますのでちょっと割愛させていただきたいと思っております。以上です。

**議** 長 堀池議員。

**5 番 堀 池** ありがとうございます。全国ではかなりアピアランスサポート事業というのは導入はされてるかと思うんですけど、今、佐賀の方では医療用ウィッグということだったんですけど、補正着とか、そういうところを取り扱っているところはありませんでしたか。

**議** 長 健康推進課長。

**健康推進課長** はい、堀池議員のご質問にお答えいたします。佐賀県の例でいきますと、具体的な名称を出しますと、みやき町、伊万里市、嬉野市が取組をされております。みやき町につきましては医療用のかつらのみ。伊万里市についても医療用のかつらということになっております。嬉野市につきましては、補正下着、こちら胸部の補正具購入費という名目で2つの、医療用ウィッグと補正用下着の2つの、2種類の補助をされているという状況がありました。

**議** 長 堀池議員。

**5 番 堀 池** 長崎県ではまだ平戸市のみということでしたけども、やはり特にがん患者、2人に1人はかかると言われていますから、特にその辺が先行して研究、また導入いただければと思っておりますけども、その点はいかがでしょうか。

**議** 長 健康推進課長。

**健康推進課長** はい。実施につきましては、まず町の方ですね、どの程度の費用、それぞれの製品にかかる購入費用がどの程度必要になるかということと、先行事例でいきますと、大体2万円を上限として2分の1というところ、医療用ウィッグと補正下着につきましては購入費の2分の1を上限として上限額2万円、人工乳房につきましては10万円を上限とされているというようなことですね、こちらの方で調査した範囲ではそういう事例がっておりますので、取り組まれているところにいろいろ尋ねさせていただいて、事業内容についてですね、事業規模・事業内容について検討を行い、町長の方にご報告した上で進めさせていただきたいというふうに思っております。

**議** 長 堀池議員。

**5 番 堀 池** はい。特にこの2年、新型コロナの関係で大変お忙しかったとは思いますが、これもやはり同時並行で進めていただければと思います。

それから、带状疱疹ワクチンの助成の関係なんですけども、50歳以上の対象者が多いと、また財源の確保、県としては取扱い、地域のまん延防止の目的でないものだから推進はしないということが話がありましたけども、やはり実態として町民の中で、また50歳代から発症しやすいということで、一番働き盛りの方がかかっていると、これを予防するのはちゃんとワクチンとしてあるんだと、主にこのワクチンというのは、子どもの頃接種した水痘ワクチン、これが主体とはなるんですけども、それがあると。それをすると5年近くですか、効果があると言われてはいるんですけども、それでも何とかこれ町民の方、特に私が思うのは、働き盛りの方を予防したいという思いがあって今回質問したんですけど、その点、研究とかそういうのはできませんでしょうか。

**議** 長 町長。

**町** 長 はい、お答えします。先ほども言いましたように、町の役割というのはやっぱり感染症を予防する、そういった施策にやっぱり特化すべきではないかと思えます。今、国の方ではコロナウイルス感染症に対して国が全額負担でその対策を講じておるわけでございまして、そういった感染症に対してはやっぱり、国、地方一緒になって対応しなければならないと、このように考えております。そういったことから考えますと、この議員がおっしゃっているような、いわゆる带状疱疹ワクチン接種についての助成制度を考えるとこのいかにかなものかということで、先ほど壇上で答弁をしたとおりであります。以上、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

**議** 長 堀池議員。

**5 番 堀 池** 感染予防ということに特化すべきだということで、今、答弁があったんですけども、その点、感染症ではありませんけども、こういう特例、3人に1人が発症というところがありますので、こういうワクチンがありますよと、で、ワクチンをすると発症率が低くなりますよという、そういう周知ということではできませんでしょうか。

**議** 長 町長。

**町** 長 はい。予防ワクチンがあるということの周知については、必要であればしなければいけないと思うんですけど、ただこれが、要は製薬会社のPRになってしまうという危険性もありますので、こういったことについてはやっぱり慎重に行政としては対応すべきじゃないかとかこのように思います。以上です。

**議** 長 堀池議員。

**5 番 堀 池** 製薬会社のPRとなってしまう恐れがあるということでありましたので、その辺をもう一度検討していただいて、特に予防ワクチン、私も初めはそんなになかったんですけども、テレビCMでちょこちょこ流れてきてました。それとある病院に行ったときにはポスターが貼ってありました。それでもやっぱりその病院に行かないとわかりにくいと。こういうのがあるんだなというのはそのときに私も初めて知ったわけですけども、そういう広報でも結構です。あるいはホームページでも結構です。そういう周知をしてあげるという方法も必要じゃないかと思うんですけどもいかがでしょうか。

**議** 長 町長。

**町** 長 はい、お答えします。テレビコマーシャルとか、あるいは今、医療機関で貼ってあるとか、ということにつきましては私も見たことはありませんが、それが厚生労働省がそういったことをしておれば、それは行政として対応してもいいんじゃないかと思えますけれども、単なる製薬会社かということになりますと、先ほど言いましたようなことが懸念されますので、それについてはいかがなものかと考えます。調査をさせます。以上です。

**議** 長 堀池議員。

**5 番 堀 池** 带状疱疹予防ワクチンの周知に関しては、一応調査した上で考えていただくということだと思えます。わかりました。では、以上で質問を終わります。

( 1 0 : 3 6 )

**議** 長 次に、堀田一徳議員。

**1 0 番 堀 田** おはようございます。議席番号10番、堀田一徳です。情報

モラル教育について、教育長に質問をいたします。

「情報モラル」とは、情報社会を健全に生き抜いていく上で全ての国民が身につけておくべき考え方や態度であります。子どもにとっては、情報社会の「影」の部分について正しい理解と対処法などを身につけることが大切です。情報モラル教育においては、情報社会で的確な判断ができない児童生徒に対して危険な場面に出あわせないために危険回避能力を育てることが大事であります。

全国の小中学生にパソコンやタブレットなどの学習用端末を配備する政府のG I G Aスクール構想が始まり、理解度に合わせた学習やクラス内の意見交換などが目的とされています。

そういった中でアプリによる誹謗中傷などのトラブルが発生をしております。本町での学習用端末機の利用について、教育現場での管理運用について、以下の点を尋ねます。

①情報社会で安全に生活するために危険回避方法やセキュリティの知識等の教育は。

②現代社会において、ほぼ全ての児童生徒が何らかの形でインターネットを利用しています。SNSなどによる被害の低年齢化も進んでおり、携帯電話などのアプリ利用について児童生徒への指導は。

③保護者用啓発資料の作成は。

④本町での「他人のIDやパスワードを使う不正アクセス」などの事例は。

⑤ICT支援員の充実は。以上、質問をいたします。

**議 長** 教育長。

**教 育 長** 堀田議員の質問にお答えします。

G I G Aスクール構想における本町での1人1台の学習者用情報端末（以降は「G I G A端末」と言います。）の利活用については、昨年11月に小学校4年生以上の児童生徒に新しいG I G A端末を配布し、小学校3年生以下の全児童については、本年10月に新しいG I G A端末を配布したところであり、全ての児童生徒に対して同じ機種での整備が完了しており、各学校ではICT支援員の支援を受けながら順調に利活用を進めているところであります。そこで、堀田議員から5項目のご質問をいただきましたので、順にお答

えいたします。

まず、1番目の「情報社会で安全に生活するために危険回避方法やセキュリティの知識等の教育は」についてのご質問にお答えします。議員の質問にも述べてある「情報モラル」について、現行の小・中学校学習指導要領解説には、「情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方と態度」と示されており、また、指導上の留意点として、「情報や情報技術の特性についての理解に基づく情報モラルを身に付けさせ、将来の新たな機器やサービス、あるいは危険の出現にも適切に対応できるようにすることが重要」と示されています。

そこで、小中学校では、情報モラルの指導に当たっては、教職員がインターネットやSNS等の基本的な知識を身に付け、子どもの実態やトラブル等を把握して、利用する際の危険性やモラル、ルール、マナーなどについて、各教科の授業、道徳の時間、総合的な学習の時間、特別活動などあらゆる場面で、子どもの発達段階に応じて学習や指導を進めています。その際、情報モラル教育教材として、長崎県教育委員会がLINE株式会社の協力により、小学校の低・中・高学年用、中学校用、高校生用と発達段階に応じて、児童生徒のインターネットやSNSの適正な利用のために作成した「SNSノート・ながさき」を活用しているところです。インターネットやSNS等についての最新の情報を常に収集するとともに、この「SNSノート・ながさき」を活用した体験や話し合い等を通して、児童生徒自身に考えさせる指導を行っているところです。

また、朝や帰りの会などにおいては、ニュースや新聞記事等を取上げ、身の回りの出来事を子どもたちに伝えて指導するとともに、日頃から児童会や生徒会を中心として、ネットいじめの防止の取組など、規範意識の向上に努めています。

2番目の「携帯電話などのアプリ利用について児童生徒への指導は」についてのご質問ですが、本町では各小中学校PTAの連合組織である川棚町PTA連合会が主体となって、「川棚町SNSルール」を策定しております。

このSNSルールでは、①インターネットやゲームは、1日の利用時間と終了時刻を決めて使う。

②フィルタリングを設定して利用する。



③ SNSには、許可なく写真や動画、名前や住所などの個人情報を載せない。

④ SNSでメッセージを送る前には、相手の気持ちを考えて読み返す。

⑤新しいアプリをダウンロードするときは、保護者の許可を受ける。など、インターネットやSNSの利用に当たり、5つの基本事項が定められており、この基本事項を基に、保護者と子どもがしっかりと話し合いながら、各家庭でルールづくりを進めることで、様々なトラブルを防ぎ、加えてネット依存やスマホ依存のほか、健康障害等を防止するための取組のルールとされています。各学校においても、この「川棚町SNSルール」に沿って、児童生徒に対して指導を行っており、また、1番目の質問でお答えした「SNSノート・ながさき」を活用して、各種アプリの利用による体験について、便利な点や危険な点など話し合いなどを通して、児童生徒自身に考えさせる指導を行っているところです。

3番目の「保護者用啓発資料の作成は」についてのご質問ですが、2番目の質問でも述べましたが、本町では川棚町PTA連合会が策定した、「川棚町SNSルール」があります。インターネットやSNSの利用に当たっての5つの基本事項を保護者と子どもがしっかりと話し合い、家庭でルールづくりを進めることで、様々なトラブルを防止やネット依存やスマホ依存のほか、健康障害等を防止するための取組資料とされています。

また、長崎県教育委員会が作成した「SNSノート・ながさき」には、保護者用も準備されており、各学校及びPTAでは、各種学校通信及び懇談会等の各種会合の折などの機会を捉えて、この「川棚町SNSルール」や「SNSノート・ながさき」を活用し、インターネットやSNSの適正利用のための周知・啓発に努めているところです。

4番目の「本町での「他人のIDやパスワードを使う不正アクセス」などの事例は」についてのご質問ですが、各学校に確認したところ各学校共に事例はないとのことで確認しています。昨年11月に東京都町田市で起きた、GIGA端末の使用におけるいじめ問題では、他人のIDやパスワードを使う不正アクセスが起き得る状況にあったとの指摘もあり、学校におけるGIGA端末の管理及び指導が不適切であったと指摘しています。

本町でも、昨年11月に小学校4年生以上の児童生徒に新しいGIGA端

末を配布し利用を開始したところですが、導入当初はパスワードを各学校で同じ数字を統一して使用したところであり、町田市での管理と同じ取扱いをしておりました。これは、G I G A端末を初めて立ち上げる指導において、ログインの仕方を統一的に指導し、スムーズな利用の開始につなげるための対応としてパスワードを同じものとしていたところであり、G I G A端末の立上げを問題なく実施できるようになってからは、児童生徒が自分で又は小学校においては、児童が保護者と一緒に決めたパスワードに変更して、G I G A端末を使用しております。

5番目の「ICT支援員の充実」についてのご質問ですが、本町では、現在、4人のICT支援員を雇用し、各学校に週2日配置しています。ICT支援員の業務は、授業支援、教材作成支援、プログラミング教育へのカリキュラム支援、校務支援、ICT機器の障害対応、校内研修、教職員からのICT利用に関する相談対応など多岐にわたっています。各学校からは、支援が充実しており非常にありがたく、予算確保が可能であれば、数多く配置していただけるとありがたいとの声も聞かれるところです。本町を除く県内7町における支援員の配置状況を確認したところ、学校1校当たり1週間につき1.7人から0.63人となっているようです。

文部科学省は、G I G Aスクール構想の実現のため、2022年度までにICT支援員を4校に1人、学校1校当たり1週間につき1.25人を配置することを目標の水準として示しているところですが、本町においては、現状、1週間につき2人の配置を基本に、今後も学校の現状に即した配置に努めていきたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

**議 長** 堀田議員。

**10番堀田** はい。今、教育長の話をお聞きしまして、大変順調にそういったタブレットを活用されているなというのをつくづく感じた次第でございます。それで、こういった情報モラルのことになりますと、最初、道德教育あたりが関係してくると思うんですけど、そういった行うに当たって、低学年、小学校、中学校それぞれ入る前の基礎知識といいますかね、そういったものあたりは実施はされたのですか。

**議 長** 教育長。

**教 育 長** はい。ただいまのご質問にお答えいたします。タブレットを

配布するに当たり、オリエンテーションという形で、こういった形でですね、子ども一人一人に配布しまして、この中にはタブレットについて、まずタブレットがどんなものか、そしてタブレットを使うときのお約束、まずは手を洗いますよとか、友達のを勝手に触りませんよ、そして先生の指示があつてから触りますよとか、そういったことを約束としてます。そして実際に使うということで、その操作の方法、パスワードの設定について、そしてパスワードのことでほかの人の重要なものなのでお友達にも教えてはいけませんよというようなことでオリエンテーションとして、使い方からそういった注意事項ということで、問題が起きないように十分気を付けて、中学校においても使用に当たっての注意ということで啓発しているところです。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 堀田議員。

**1 0 番 堀 田** はい。先ほど話がありましたように、パスワードを決めるにも、小学校の低学年とそれから高学年ではちょっとやっぱり理解がしにくいと思うんですよね。それで、今現在は各自パスワードを持って行っているということですけど、低学年あたりはなかなか難しいので、やはり顔認証とか、そういったものができるということは考えなかったのですか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 教育長。

**教 育 長** スマホとか携帯では指紋認証とか、そういったものもあるようなんですけど、実際タブレットで現行のものとしては、そういった顔認証というものを町としては把握しておりません。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 堀田議員。

**1 0 番 堀 田** はい。その点、いろいろ教育されているということですけど、実はですね、ベネッセという会社があつて、教育委員会版というふうなことで、川棚町の教育委員会とそれから小串小学校のことで、全国版ですよこれは。これに詳しく書いてあつたんですよね。これでもう通告を出した後だったものですから、あとから読んで、十分納得をして、よくやっていらっしゃるなという感じはしました。これは大変教育委員会としてもこれだけの資料を作つて、そういった全国版に載せるということは大変良いことではないかと思っております。それで、先ほど教育長が言われました町田市であつた、そういったアプリに関して、1名があつたということですね。それ

で、フィルタリングは一応かかっていると思うんですけど、やはり最近の子どもというのは、大人よりもそういったIT関連の機器に対しては、ものすごく発達といいますか、そういう機器の使いこなしが早いんですね。そうすると、やっぱりフィルタリングも簡単に解除して、変なものを見るとか、そういうこともあると思うんですけど、その辺のフィルタリングの管理というのは、教育現場としてはどうしてるんですか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 教育長。

**教 育 長** あくまでもですね、タブレットについては学校で管理しますが、フィルタリングについては、携帯、スマホを買い与えることについてはですね、あくまでも保護者の責任で買い与えてくださいということで話をしております。フィルタリングについてはもちろんフィルタリングをしてくださいということでお願いしてますので、そこについてはもう保護者の責任でということで、PTAの話とかで、授業参観のあとの懇談会の折にそういった話をしているという現状です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 堀田議員。

**1 0 番 堀 田** はい。PTAあたりでこうして、先ほど言われましたSNSルールということですけど、これはそういったことを文章化して、各世帯には配布はされているんですか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 教育長。

**教 育 長** 川棚町PTA連合会が作成したSNSルールについては各家庭に配布をしていると思います。そして、長崎県版のこういったSNSルールについては、授業で道徳の時間、カリキュラムに位置付けて使っておりますので、児童に必ずこれを配ってますので、家庭の方でも見られてるんじゃないかなと思っております。また、PTA版もありますので、まだそこまで配布したかどうかは調べてませんが、PTAの総会とか、そういった折には紹介とかあっているんじゃないかなと想像しています。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 堀田議員。

**1 0 番 堀 田** この町田市であったいじめ、要するにアプリを使ったいじめですね、そのほかにもですね、この新聞報道によりますと、許可なく撮影した友人の写真をおかしく見せる目的で複数人が共有したということです。これは中学校ですけど。それから、プログラミングアプリで中傷するような言

葉の書き込み。それから、フィルタリングを勝手に解除しておいせつ動画を閲覧。それから、友人のIDとパスワードを無断で使い不正にアクセス。それから、授業中に相手の嫌がるイラストなどを送信したというふうな、そういう事例があっているわけですね。本町はそういうことはないということでお話があったんですけど、やはり今これだけのインターネット社会になりますと、かなりのそういった情報が氾濫しておりますのでですね、やはり子どもたちにはやはりある程度の使い方をしっかり教育していく必要があるんだろうと思うんです。それで、先ほどから、要するに保護者にもそういった周知を行っていただきたいと思います。俗に言う、自分が嫌なことはやはりしないということですね、そういったことを教育の現場で十分に教えていただきたいと思います。

それから、ICT支援員の充実ですけど、これは今本町では4名のICT支援員をお願いしているということですけど、この方たちは、そういったどこかからの会社の人なのか、あるいは要するに先生を含めたものなのか、そういったそのところはこういった身分の方がなっていらっしゃるんですか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 教育長。

**教 育 長** はい。先ほど紹介あったベネッセの方からですね、ICT支援員は派遣させていただいております。そして、ICT支援員専用で職にされてはいらっしゃらない方が多いと思います。例えば、佐世保の有線放送の会社に勤めて、そして週何回かはこっちに来られたり、元そういったICT関係の会社に勤めていた、とても専門的知識のあられる方などがそういった派遣会社というか、ベネッセの方に登録されて派遣されているという状況で、本町に派遣されている4名の方はとても優れた能力、技術を持っていらっしゃって、また、本当親身になって相談に乗って、先生方、そして子どもたちの指導にあたってくれるということでお話聞いております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 堀田議員。

**10番堀田** そういった方なら、そういった情報モラルの教育とか、そういったことまで十分果たせるのだろうと思いますけど、学校の先生あたりはですね、そういったことをやっぱり授業の中で使う機会があるかと思うんで

すけど、学校の先生の方たちのICTに対する気持ちというのはどうなんですか。

**議 長** 教育長。

**教 育 長** はい。先生方のICTの能力というのはもう様々ですね。

本当私も苦手とする分野ではあるんですけど、年度初めに本町に転入して来られた先生方については、本町のICT教育ということで機器、校務支援も含めて研修会を行っております。そしてまた学期に1回、年に1回ですね、各町に回ってICT機器の学校別に研修会を行っております。ですから、先生によって得意にされている先生、特に若い先生はすぐそういったことをマスターしてですね、授業の中で活用されてるんですけど。なかなかやっぱりベテランの先生はそういった教育を受けてきておりませんので、なかなか授業を苦手とする先生もいらっしゃるんですけど。最近の授業を見ていると、大型の電子黒板あたりは非常に簡単に利用できますので、そういった簡単なものから使い始めて、こういったこともできるんだということで、利用の幅が広がってきているなと思っております。

ですから、ICT教育を進めていく中では、やっぱりICT支援員がやっぱり存在というのは大きいですし、これから先生方のICT情報の教育が進んでいく中で先生方の技術も上がっていくんじゃないかなと期待しているところですよ。

**議 長** 堀田議員。

**10番堀田** 先ほど4名ICT支援員が一応本町で活躍されているということですけど、これは増やす考えはありませんか。

**議 長** 教育長。

**教 育 長** はい。本町4校ですので4人いれば人数的には足りるんですね。そこが週2回というところで、先生方にはもう毎日でも来てほしいという要望もありますので、そこはまた財政の方とのですね、考えもありますのでですね、現状のところもう週2回、毎日というのも今度は時間を持て余す場合もありますので、週2回くらいで私は適正かなと考えております。あとはそこは学校の方と要望を聞きながら進めていきたいと考えております。

**議 長** 堀田議員。

**10番堀田** やはり低学年の人とですね、あるいは高学年、あるいは中学

校とはそれぞれ違うと思うんですよね、学習方法とか教え方も違うと思いますが、やはりもし財政が許すようであれば、まあ毎日ということはちょっと無理かもしれませんが、やっぱり週3回ぐらい、あるいはそういうふうにしていただいていますね。子どもたちがそういったICTに、もっと好きになってもらうようにですね、お願いしたいと思います。そういったことで一般質問をこれで終わります。

( 1 1 : 0 5 )

議 \_\_\_\_\_ 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

( 1 1 : 0 6 )

(…休 憩…)

( 1 1 : 2 0 )

議 \_\_\_\_\_ 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 \_\_\_\_\_ 長 次に、田口一信議員。

8 番 田 口 議席番号8番、田口一信でございます。1項目について質問いたします。

地域での環境美化活動への支援についてということでございます。

9月議会で空き地に雑草が繁茂して迷惑というような話が、ほかの議員から出されたりしておりましたけれども、これに関連して、廃棄物処理法に照らしてこういったことを考えてみますと、次のようなことになるのではないかと思われます。

すなわち、雑草は、一応その土地の所有者の、空き地に生えていればですね、一応その土地の所有者の所有物と考えられるわけですが、ただ単に雑草が生えているだけでは廃棄物でなくって、その土地の所有者がその雑草を抜いて、なおかつその雑草を捨てようと思った時点で初めて廃棄物になるものと思われます。すなわちそうしますと、土地所有者が遠隔地にいる場合などは、なかなか除草がなされないままになってしまっているというような状況があると思います。

ちょっとここで更に補足的にコメントいたしますと、私の家の近くは町道とか里道がたくさんあります。そして、山に近いところはその里道などは舗装もなされておられませんので、法面どころじゃないです。道路の面そのもの

に草がいっぱい生えております。舗装されているところも、もちろんコンクリートの裂け目から草が生えているというような状況になっております。この町道や里道の土地の所有者、あるいは管理者っていうんでしょうか、は町だと思いますけど、町は遠隔地にはおりませんが、近くにはおりますが、なかなか手が回らないというようなことではないかと思われまます。ので、そういった里道の横は墓地なんですけども、数十軒の墓がありますけれども、夏のお盆近くになるとカヤがですね、道路面に1メートル近くも伸びますから、歩いてその墓にも行けないというような状態になるわけでございます。そこでやむなく、各墓の所有者あるいは私、私は一応その墓地の登記上の、その土地の墓地という土地の登記上の所有者になってるんですけど、私が草を払っているという、そういった状況になっておるわけでございます。

ただ、本日はこの里道の話をするというわけではありません。一応そういうふうにも所有者がいても、なかなか除草がなされていないという状況があるということでございます。さらにそこから先に話をいきますと、その土地の所有者でない誰かが環境美化の観点からその土地の雑草を抜いた場合に、先ほどその所有者の所有物と言いましたけども、その雑草を抜くという行為自体は窃盗というほどの違法性はないと思われまますけれども、その抜いた雑草を捨てる際には、その抜いたその人が自分の責任と負担で処理をすべきであるというふうになっていくものと思われまます。すなわち、その抜いたその人が清掃工場に持ち込んで料金を支払うか、自分が買ったゴミ袋に入れて捨てるかしなければならないということで、先ほど言いました道路面の草であっても、抜いたその人が自分の費用で処理をするということになるわけでありまます。このような負担があることが、自分の近所の空き地でもなかなか進んで雑草を取ろうとしない要因になっているのではないかと考えられまます。

したがって、この負担の問題を解決して、地域での環境美化活動をより活発化していくべきではないかと考えまますので、次の3点をお聞きしまます。

①自治会など指定した一定の団体が環境美化活動として取った雑草などを清掃工場に持ち込む場合には、町がその料金を負担するようにしたらどうでしょうか。これは清掃工場の通常の作業時間内に随時持ち込んでよいこととする。そういうふうにしたらどうかと思いまます。

提案すべきはこの①なんですけど、②③で関連したことを申し上げます



が、②これに関連して、一斉清掃時の持ち込みも、福祉組合による減免でなく、町がその料金を負担するようにしたらどうか。また、日曜日でなく平日に持ち込むようにしたらどうかという点。

それから③アダプト事業、これはいろんなボランティア団体が年に2回以上一定の区域を清掃するというような仕組みのものです。アダプト事業についても、福祉組合による減免でなく、町がその料金を負担するようにしたらどうかと。この3点でございます。答弁をよろしく申し上げます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 田口議員の地域での環境美化活動への支援についてのご質問にお答えいたします。

1つ目の「自治会など指定した一定の団体が環境美化活動として取った雑草などを清掃工場に持ち込む場合、町がその料金を負担するようにしたらどうか」とのご質問であります。現在、自治会や一定の団体等が町内一斉清掃や環境美化活動等において発生した雑草等の廃棄物は、一部の自治会を除き、多くは、自治会・団体・町で清掃工場に運び、処理をいたしております。その処理の負担につきましては、公共性・公益性等を判断し、町が福祉組合に減免申請をしておりますが、減免は10割減免であり、自治会・団体・町に負担はございません。この減免は、東彼地区保健福祉組合廃棄物処理手数料条例第5条に基づき、福祉組合から認められたものであり、町が負担する考えはありません。

2つ目の質問につきましても、前の答弁と同じように、東彼地区保健福祉組合廃棄物処理手数料条例に基づき、福祉組合から認められた減免であり、町が負担する考えはありません。なお、一斉清掃などにおいて前倒しして実施する自治会においては、平日に無料で搬入できるように、減免申請をして対応しているところでもあります。これは、自治会の特別な理由により、一斉清掃日以外に一斉清掃をされた場合、平日の搬入を減免申請しているものですが、清掃工場においては、平日は通常業務として、郡内からたくさん的一般廃棄物が収集運搬されますので、基本的には、できるだけ一斉清掃日当日にお願いしたいと、このような考えであります。

3つ目の質問につきましても同様に、公共性・公益性等を判断し、町からの減免申請及び担当課による清掃工場への直接搬入をしておりますので、負

担は生じていないと思います。また、処理に対する町負担につきましては、東彼地区保健福祉組合廃棄物処理手数料条例に基づき、福祉組合から認められた減免であり、町が負担する考えはありません。以上、答弁とさせていただきます。

**議 長** 田口議員。

**8 番 田 口** はい。先ほどからどういう方面から再質問をしようかというふうなことを思っておりましたが、まずやっぱり制度論、筋論といいますか、そこからいきたいと思います。実際論とかいろんなあるんですが、制度論、筋論でいきたいと思うのは、今の町長の答弁がそうだからなんですけども、福祉組合の手数料条例によって認められるというふうなことは、認められているというのはわかります。ただですね、そもそもですけども、その福祉組合というのは一部事務組合ということで、町とは一応別の団体であるわけなんですけども、何と言うんですか、要は、一部事務組合なので、それは一部事務組合というものの考え方によりますけれども、清掃工場の運営というふうなことは3町共同で運営しているということによいと思うんですけども、そういった町民の負担を軽くする、すなわち持ち込料を軽減する、減免するというような政策論についてはですね、やっぱり各町の行政そのものがやるべきことではないでしょうかというふうなことを私は思うわけです。なぜ手数料条例でそう認められるか、それは事情があると思いますが、そうしないとはですね、結局確かに持ち込むと持ち込む一定の費用は必ずかかるわけですよ。で、通常今持ち込めば10キロで120円はかかるということですね。通常町民が負担しているのは10キロ120円は払って持ち込んでるわけですよ。で、ごみ袋にしても45円を負担してそのごみ袋を出しているから、必ず町民は清掃工場、ごみを捨てるに当たっては費用を負担しているんですけども、その負担をしなくてもいいですよってなったらば、その負担分はやっぱり町自体が負担すべきなんじゃないですかというふうなことを思うわけです。毎年3町で各町の負担金を分けて川棚町は何千万円負担とか、そういうふうなことが計算なされて負担金が決まるんだらうと思うんですが、そのときに、いや去年は川棚町の町民さんは一斉清掃で何キロ持ち込んだから負担金をこれだけくださいよというふうな、負担金で精算がなされているんならば何も問題はないと思うんですけども。そうではないようなので、今、

福祉組合の各町の負担金はそういった持込量による負担というのではないように聞いておりますので。そうすると結局、福祉組合が減免してあげたその料金分は波佐見町も東彼杵町も負担してあげているというような格好になっているんだと思うんですよね。だから、それはやっぱり政策的に減免をする、町の美化活動を推進するために政策的に減免をするという、減免というか町民が負担しなくていいようにするというふうなことを考えるのであれば、町行政自体がそれを考えてお金を出すべきじゃないですかと。だから、あとから町が料金を払いますよでもいいし、ごみ袋を配りますよでもいいんですよ。それで、政策目的は違いますが、子育て世帯にはごみ袋を配っていますけども、それは、僕ここで言っているのは環境美化でだし、子育て支援と違いますが、方法論は同じなんです。ごみ袋を配っているという意味ではね。町民の負担を軽くしているという意味ではね。それで2番3番もその筋論に関わるんで、ここに書いたわけです。ので、私は持ち込んで町がその料金を負担するというようなことを、しかも①に書いていることですが、随時そういった一定の団体が、自治会などが持ち込むようにしたらば、随時持ち込んでも料金負担しなくてもいいですよというような仕組みにしたらばですね、より頻繁にまちの除草などがなされてよいのではないかと思いますので、この①を提案して、それに関連してこの減免も、減免じゃなくて料金負担の仕組みですべきではないかというようなことを思っておるわけです。ので、ポイントを言いますと、政策的な減免については、町がきちっと負担すべきではないかというふうなことを思うわけですが、その考えについてはどうでしょうか。

**議** 長 町長。

**町** 長 はい、お答えします。田口議員から一般質問の通告をもらったときに、この質問にどういう意図があるのかなと、正直言ってわかりませんでした。今、町と福祉組合の関係からこういった質問が出てきたんだろうということを理解をしたんですが、まず福祉組合は、本来ならば町でしなければならない仕事を3町共同でしましょうということで、それは一定の合理化策であります。町に代わって福祉組合がそういった仕事をしているということでもありますので、福祉組合にそういった減免規定があるのに、わざわざ町に減免規定を設けて町が負担して、そしてその負担金、減免した分を福祉

組合に負担するという、そういった発想についてはかえって複雑になるという  
ことで、事務量が増えますので、福祉組合を設立した趣旨からしてもいか  
がなものかと、こう今判断をいたしました。そもそも3町のこういった清掃  
活動等を見てみますと、波佐見町、東彼杵町よりも川棚町がこういった活動  
は活発に行われております。したがって、2町よりもこの減免の恩恵を受け  
ている町であります。これを田口議員のように町で減免して、そしてその減  
免分を福祉組合に負担するとなりますと、川棚町の負担は多くなると思いま  
す。そういったことをもろもろのことを考えますと、今の制度でいいのでは  
ないかと、こう考えたところであります。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 田口議員。

**8 番 田 口** はい。実際、恐らく川棚町民が減免されているケースが多い  
のだろうとは思いますが、結局ですよ、その減免分は結局東彼杵町も波佐見  
町も負担してくださっているという考え方になりますよね。それはそれでい  
いんですかね。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** はい、お答えします。それは議員が先ほども述べられました  
ように、使用料収入についてはそういった算定まではしておりませんので、  
川棚町がより多くの減免を受けておれば、それはほかの2町も少しは負担を  
してもらっているという考えで間違いないと思います。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 田口議員。

**8 番 田 口** で、結局私はそこはきちっとした方がいいんじゃないかとい  
う考え方でこう言っておるわけです。もう一つは、その一部事務組合の、そ  
の一部事務の話ですね。だから、一部事務の話なんで、その事務も環境美化  
とかいうような事務、広く考えればそれは環境美化活動とかいうのもその事  
務に入りますよ。で、もっと狭く言えば清掃工場の運営とかいうのを事務と  
言うようなことに限られるのではないかという、一部事務組合の一部事務っ  
ていうものの範囲ですね。それについては清掃工場の運営というようにこと  
いうふうに限って考えることもあり得るし、そこのところがいまいちあんま  
り明確でないんじゃないかなというふうなことを思いますのと、あまりにも  
広く福祉組合の事務担当部門をですね、そういった先ほど言ったような環境  
美化活動、特にアダプト事業についての減免をするというのがですね、これ

は政策的な減免だと思いますので、その政策的な減免まで福祉組合が請け負うという、担当しているというのが、解釈として正しいことなのかと、そこら辺が疑問なんですけど。さらに言えばじゃあ町の生活環境係の仕事はどんな仕事ですかと、逆に言えば。町に残っている仕事はどんなことですかということを聞きたいんです。だから福祉組合の担当している事務と、町の生活環境係の事務との区別ですよ。それはどこら辺にあるんですかということを知りたいと思いますけどどうですか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** はい、お答えします。議員もご承知と思うんですけど、実は我が国にはいわゆる清掃法がありますね。その中に国の責務、市町村の責務、そして住民の責務が謳われておりまして、いわゆる市町村の責務としては、住民の皆さん方が環境美化活動で出されたごみ、特に町民の場合、一般廃棄物なんですけど、これを町としては収集運搬して適正に処分をすると、処理をするということが町に求められている責務であります。その責務を3町で共同して実施をしているということで清掃工場を3町で運営をしております。一方では住民の責務がありますので、それはそれぞれの自治体の行政指導によってそういった活動がなされるものと、こう理解をしておりますので、環境美化活動についてはそれぞれのまちの行政によるものだと、このように思います。いかがでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 田口議員。

**8 番 田 口** 町の責務としてそういった廃棄物を収集し、処理をするというのが町の責務だという、廃棄物処理法上にそう決まっているということで、その責務を3町共同で処理しているのが福祉組合だということはまあ理解できますというか、その通りだと思います。ただ、その廃棄物を収集して、処理をすることに加えてですね、今言っているのは、なるだけそういった空き地なんかの雑草をなるだけ取るように仕向ける、町民の方が自主的に取るように仕向けるその政策は、福祉組合じゃないんじゃないですかと、町じゃないですかということを言っているわけですよ。で、その仕向けるための政策は、やっぱり町の負担でやるべきなんじゃないですかというのが私の言っていることなんですけど。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町長** はい。先ほど言いましたように、町民の責務については町の行政として推進していくという考えであります。そこで、先ほども言いましたように、その活動に対して負担が生じた場合には、福祉組合の減免じゃなくして町が減免して、そして福祉組合にその分を負担するという考えのようですが、先ほど言いましたように、福祉組合にもそういった減免規定がありますので、それを活用することがより合理的ではないかということでもあります。特に先ほども言いましたように、川棚町はそういった活動が活発に行われておりまして、2町よりも多いわけであります。したがって、わざわざ町の負担が多くなるようなことを本議会で提案されるその趣旨がよくわかりませんが、その筋論から言えば、田口議員がおっしゃるとおりかもしれませんけど、現状ではそういった考えはありません。

**議長** 田口議員。

**8 番 田口** はい。しかしですね、結局そういったような、線引きといえますか、きちっとここからここまでというのは、考えてきちっとしかなならんのではないかというふうなことも思うのはですね、例えば今、一斉清掃年に2回ですけども、夏場にはちよつともつとどンドン草が生えるんですね、2回ではちよつと足りないのではないのかというふうなことも考えられるんですけども、だから、じゃあどんどんどんどん福祉組合の減免制度を使って、どんどんいくらでも年何回でもいいですよというようなことをですね、川棚町がやっていっていいものかどうかというふうなことになりますよね。だから今、減免制度があるからそれを使えばいいというのではちよつと、歯止めの考えがないのではないかと思われるんですけどね。だから、その境目ははっきりした方がいいのではないかと思うんですけども、そこら辺はどうなんでしょうか。

**議長** 住民福祉課長。

**住民福祉課長** 理解にちよつと誤解が生じているのかもしれないので、ちよつと説明させていただきますと、3町が持ち込む分については全て無料となっております。で、減免の申請というのは、ボランティア団体であるとか、自治会とか、そういった方々が直接搬入される場合、そういった場合に公共性であるとか公益性を総合的に判断して、役場を通して減免申請をしているという状況です。ですので、3町でも一斉清掃は行われておりますの

で、草等はですね。波佐見、東彼杵は結構土地がありますので、そこで処分をするというのが多くございますけれども、一般廃棄物その他のごみについては搬入はされております。それは無料で搬入をされております。したがって、企業さんがボランティア公共空間美化活動であるとか、海岸の清掃をボランティア団体が行ったときにはですね、町の方から一般のごみ袋、町の指定じゃないごみ袋等を配布して、持ち込めないようでしたらうちの住民福祉課の担当係の方がそのごみを清掃工場に持っていっていると。で、直接持っていけるということであればですね、そのボランティア団体とか企業が、持っていけるということであれば町を通して減免申請をしているというところですよ。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 田口議員。

**8 番 田 口** ちょっとほかの要素が今あったように思いますが、町自体が持ち込むのは無料だというふうなことについてもですね、じゃあ町はどこからどれだけ集めるのかというその範囲がわからないのですよね、ちょっと先ほどの筋論とは関係なくなるような感じがしますのですけども、そういう筋論ではそう思いませんか。もう1回聞きます。すみません。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** はい。先ほどもちょっと言いましたように、筋論は確かに議員がおっしゃるとおりだと思います。それを3町が効率的に運営するために福祉組合を組織して、そこに減免規定を設けておりますので、それを活用するということがより合理的ではないかと、このように思います。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 田口議員。

**8 番 田 口** 問題提起をしたということで今日は終わります。

( 1 1 : 5 2 )

**議** \_\_\_\_\_ **長** ここで、しばらく休憩をいたします。

( 1 1 : 5 3 )

(…休 憩…)

( 1 3 : 0 0 )

**議** \_\_\_\_\_ **長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、水谷末義議員。

**1 2 番 水 谷** 議席番号 1 2 番、水谷末義です。よろしく申し上げます。私の質問内容は、公営企業会計の公共下水道事業の今後の運営についてであります。

各自治体では水道事業あるいは公営病院、交通機関、下水道事業等それぞれ各自治体に沿った公営企業があるものと思っております。

本町も水道事業と公共下水道事業があり、その下水道事業については、平成元年から事業着手をされて 3 1 年、供用開始をされてから 2 5 年を経過しようとしています。現状として、地方公営企業として、使用料収入による独立採算経営が求められております。しかし、現状では経営の不足分を町の一般財源を繰り入れて解消されていると思われます。今後は健全財政に向け、使用料収入による企業経営が進められるのか。また、一般財源の繰入れを縮小していくための方策について、次のことをお尋ねします。

すいません。質問の中に、冒頭にですね、訂正をお願いをしたいと思ひます。②の「処理場や汚泥送水ポンプの維持管理」というふうに表現しておりますが、この「汚泥」について「汚水」に変更をお願いをしたいと思ひます。

それでは、①使用料収入の増額を見込むため、整備区域の水洗化率の向上対策はということでお尋ねをします。

②として、3年後には現計画の整備が完了すると思われますが、今後見込まれる処理場や汚水送水ポンプの維持管理（機械設備等を含む）経費と経営をどのように考えているかということでお尋ねをします。

また、川棚町の汚水処理は、中央部を公共下水道で、その区域以外は小型合併処理浄化槽による処理とされています。町民は汚水処理に対して、海域や宅地周辺の排水路及び流域河川への水質環境や生活環境については、有益性があるというふうな理解をされていると思っております。しかし、今後も公共下水道の経営に一般財源の繰入れを予定するのであれば、下水道整備区域内と浄化槽設置との行政サービスの不公平感を持つことになるので、浄化槽設置者に対しても何らかの維持管理費の対応が必要ではないかと考えております。以上、壇上から質問とします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 水谷議員の公営企業会計の公共下水道事業の今後の運営につ



いてのご質問にお答えいたします。

はじめに、今、水谷議員の方から質問の中の字句の訂正がありましたが、私もこれを読んだときに、「汚泥送水ポンプ」というのは、処理場内にある施設でありますので、恐らくこのことは町内各地にあります「汚水のマンホールポンプ」のことではないかと思っておりましたので、そういった理解で答弁をさせていただきます。

それでは、①についてであります。議員がおっしゃるように、料金の収入増額を見込むためには、接続率の向上をするということは、これは大変重要であると考えます。現在、供用開始後3年となる未接続者に対しアンケート調査を行い、状況の把握をし、下水道接続に対する協力をお願いをしているところではありますが、全体的な未接続者の類型といたしましては、まずは高齢者、それから経済的困窮者、それから浄化槽設置者、そして借家や空き家に大別をされます。

今後は、そのようなことを踏まえ、生活排水の水環境への影響、助成制度の説明、浄化槽維持管理費との経済的比較等について、町の広報紙やホームページにより情報の発信強化を図ってまいりたいと、このように考えているところでもあります。また、これまで未接続者に対しまして、お願いレベルであったいわゆる接続勧奨を、今後は個別に指導、啓発、勧奨を行っていくことも検討してまいりたいと、このように考えております。

次に②についてであります。町内の下水道施設の維持管理に関しましては、平成27年度から実施されている国の下水道ストックマネジメント支援制度を活用いたしまして、ストックマネジメント計画を策定をいたしております。これは、長期的な視点で、下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行った上で、施設の点検や調査、修繕や改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理の最適化を図るものであります。

計画策定に当たりましては、川棚浄化センター、汚水管路、マンホールポンプについて、標準耐用年数を延ばす、いわゆる長寿命化対策によるコスト削減を図りながら、維持管理を行うことといたしております。令和3年度から7年度までの5か年間に約5億円程度の修繕・改築を実施することとしており、経営の安定と施設の維持の両立を図るよう努力してまいります。

次に、「浄化槽設置者に対しても何らかの維持管理費の対応が必要ではないか」とのご質問についてであります。これまでもこの件につきましては多くの議員から設置補助の増額であるとか、維持管理費の補助ができないかなどの質問、ご提言をいただいていたところでもあります。直近では、令和2年6月議会において一般質問もあっております。その折にも答弁しておりますのが、「まずは、下水道事業の整備を終わらせて、下水道の整備が完了後、下水道区域以外の浄化槽の整備促進方策も含めて、維持管理費の対応についても検討したい」と、このように答弁をしてきたところでありまして、今もそのように考えております。

なお、これまでも浄化槽設置整備事業補助金の町負担額を増額し、設置者の負担軽減を図ってきており、浄化槽の整備を推進してきたところであります。設置補助金につきましては、国・県・町が3分の1ずつの負担となっておりますが、平成30年度から町独自の上乗せ補助として、5人槽で16万2,000円、7人槽で29万3,000円、10人槽で56万円の上乗せ補助を行ってきたところであります。

また、令和3年度から国の補助対象経費が減額をされておりますが、設置者の負担増にならないよう国・県の減額分を町で追加上乗せ額として対応しているところであります。そのような状況もぜひご理解をいただきたいと存じます。以上、答弁とさせていただきます。

**議 長** 水谷議員。

**1 2 番 水 谷** 私が今回この質問を出したのはですね、やはり基本的には事業収入といいますか、収益的収支ですね、これについては基本的には使用料で賄ってほしいという望みなんです。それができないというのがですね、今の監査委員の報告にもありますように、やはり1,000万まではいかならないと思いますが、使用料収入が500万程度は一般財源の中から支出をされているんじゃないかというふうに、私としては感じております。

そういう中で、やはりそういうものを解消するという考え方でですね、やはり担当も含めて考えていただきたいというのが私の考えているところでございますが、そこら付近、一財の繰入れといいますか、収益的収支にどれくらいなされているのかというのがわかっていればお聞かせ願いたいと思います。

**議** **長** 水道課長。

**水道課長** はい、お答えします。議員おっしゃるように下水道の維持管理費の財源につきましては基本的に下水道の使用料で賄うと、あと雨水に係るものでありますものとか、繰入基準というものがありますので、繰入基準にのっとった上で一般会計から繰入れをしていると。それ以外について足りない分について一般会計から同じく繰入れをしているという状況であります。先ほど使用料が一般会計から繰入れを1,000万ほどというふうにおっしゃったかというふうにちょっと思いましたけれども、基準外の繰入れは令和元年度で1億程度の繰入れを基準外で行っている状況であります。以上です。

**議** **長** 水谷議員。

**1 2 番 水 谷** 川棚町の原水っていいですかね、汚水原水の処理単価っていいですか。これについては、私が調べたところでは、大体15トンくらいが今の一般家庭っていいですかね、から収入を得ているというふうに思いますが、この金額では全国平均ってというのが妥当なのかどうかわかりませんが、大体トンあたり150円くらいの原水単価だというふうに理解をしておりますけど、それくらいになればいいんですけども、川棚はそれよりも少し落ちるんじゃないかというふうに思っておりますので、そこら付近の把握ができていればお聞かせ願いたいと思います。

**議** **長** 水道課長。

**水道課長** はい。おっしゃるように使用料の単価は令和2年度で154.8円、元年度で155.75円、平成30年度で155.46円、150円の半ばぐらいというところであります。その分、汚水の処理の原価という部分でいうと、度々説明を委員会等の折にもしてきておりますが、原価割れという状況であるのは今の現状であります。ただ、この原価割れの状況にあるのは、全国でも4分の3の自治体においては原価割れをしているという状況でありまして、総務省等もこの状況を解決といいますか、そういう状況にするために様々な下水道財政のあり方に関する研究会等を毎年開いておるような状況であります。以上です。

**議** **長** 水谷議員。

**1 2 番 水 谷** 先ほど町長の答弁からもありましたけども、まず未接続者に

対しての今後検討とか、あと指導、啓発等をしながら水洗化の向上に向けた取組を進めるというふうなことでございましたけども、これだけでは基本的に今の財源をある程度確保するのは厳しいのかなというふうに思っております。そういうことからすると、今後値上げの関係もやはりどうしても避けて通れないんだろうと思っております。このことについては、何か考えがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** いきなり下水道の使用料の値上げの話が出てきましたが、下水道事業、過去に水谷議員と一緒にその仕事をしてきましたので、十分ご理解であると思うわけでありまして、下水道事業は2つの要素を含んでおります。まずは、住民の皆様方の生活環境の改善ということと、もう一つは公共用水域の水質保全ということとあります。そういったことから一般会計から、後者については繰入れをしているわけでありまして。

そういった状況の中でも、確かに今おっしゃったように経営状況は大変厳しいわけでありまして、だからといっていきなり料金を上げるというのはあんまりにも強引すぎるわけでありまして、地方においてはこういった水道と下水道はライフラインの中でも福祉の世界に入ってきておりまして、福祉的なことを考えますと、いきなり公営企業だから利用者に負担をさせるという、いわゆる受益者負担の考え方を押し付けるというのはいかなるものかと思っております。

そういったことで、今そういったことにならないように、まずは今までの特別会計を企業会計にして、そしてその収益を町民の皆様方に明らかにし、どういったどのくらいの事業費がかかっているのか、それに対して住民全体でいくら負担しているのか、あるいは利用者でいくら負担しているのかを明らかにしたわけでありまして。

今後、先ほど言いましたように、施設の長寿命化等々を図ることによって、できるだけ水谷議員が今質問をされたようなことがないように、今後努力をしていきたいと、このように考えているところであります。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 水谷議員。

**1 2 番 水 谷** 質問通告にはありませんが、交付税の算入がこの下水道事業債に関してはあるのかなと思っておりますが、基本的にこれの繰出基準とい

いますか、そういうものもある中で、区分というのがわかるんでしょうかと思ってですね。交付税の算入、算定が、町の方にいくら下水道の分でありま  
すよというのがわかるんでしょうかと思って、それをお尋ねをしたいと思  
います。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 企画財政課長。

**企画財政課長** はい。交付税の計算の関係でございますので、私の方からお  
答えさせていただきたいと思います。交付税の算入におきましては、行政で  
行う様々な事業がございますので、その中で算定できる事業があります。下  
水道についても同じでございます。処理人口や処理面積ですね、そういう  
ところから交付税の算定を行うということでもありますので、基本的にその下  
水道についてですね、どの程度算出されるかというのははっきりどの額とは  
今数字持っていませんけれども、わかるものということでご理解いただけれ  
ばと思います。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 水道課長。

**水道課長** はい。その算定をする上で、決算統計等があるんですけれど  
も、その決算統計上の数値として、例えば先ほど言いました雨水に係る分  
ありますとか、起債の償還元金利息の部分で、高資本費に係る部分である  
とか、あと臨時特例債に係る分であるとか、様々な繰入基準の種類がござい  
まして、一番大きいのが分流式下水道に関する経費っていうのがあるんです  
けれども、そういうものが決算統計に数値として表れますので、国の方とし  
てはそういう部分も参考にしているというふうに考えております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 水谷議員。

**1 2 番水谷** この公共下水道の収支についてはですね、やはり事業の収益  
的収支ですね、それとあと資本的収支があって、大変一般の私たちにはわか  
りにくい内容になっておるんですが、いずれにしても使用料収入によって収  
益的支出は繰出基準を除いてですね、基本的にはプラスマイナスゼロとい  
うのが私は好ましいんだろうというふうに思っておりますので、そういう観  
点から今後水洗化率の向上、あるいはこれには載せておりませんが、使用  
料収入の増をいろんな形で検討をお願いをしたいと思っております。

そうしないと、やはり一般財源がずっとしわ寄せになってくるんだろうと  
思っています。そうすると、それぞれの公共事業なり、あるいはサービスの

低下にもつながっていく可能性がありますので、そういうところがないように十分注意をしていただきたいというふうに思います。それはお願いということ。

次、2番目ですね、下水道処理区域内は施設の建設、あるいは処理施設の維持管理費用ですね。収益的支出の中の費用ですが、これについては先ほど言われたのは、要するに使用料で賄っているというふうに言われましたけども、基本的に今の中でいけば私は、要するに町からの負担金っていうんですかね、繰出しが、負担をしているというふうに思っております。そういうことからすると、やはり行政サービスのやっぱり不公平感というんですかね、これはやはりどうしても私はこれは拭いきれないんですね。そうしますと、やはり下水道区域以外の浄化槽対象世帯としては約2割から3割なのかなというふうに思っておりますけども、ここの方たちの一般的な税収もここに注がれることになるわけですね。そうすると、やはり不均衡はやはりあるんじゃないかというふうに思っているんですが、そういうことからすると、何らかの対応をやっぱりいるのではないかというふうに思っておりますので、そこら付近がですね、国の経営指導等もあるんだろうと思いますので、そこら付近を加味しながら、今後どういうふうに考えていこうかと、これはあくまでも維持管理費に関してですね、についてお尋ねをしたいと思います。

**議** 長 町長。

**町** 長 はい、お答えいたします。今のご質問は、後者のいわゆる維持管理費の不平等性をご指摘されたご質問ではなかったかと、こう理解をしたわけでありまして、それに間違いはございませんか。はい。

川棚町はこれまで全町下水道化を目指しておりまして、中央部のいわゆる人口密集地は公共下水道で、それ以外の周辺地域においては合併処理浄化槽で全町下水道化を図ってきているところであります。そこで、まず下水道事業を進めた折には、先ほど言いました2つの目的があって進めてきたわけでありまして、その中で使用料を徴収をしてきておりますが、一方では周辺においては合併処理浄化槽の設置を推進してきております。そこで、この合併処理浄化槽の維持管理費と下水道使用料と比較をして、そして下水道使用料がより安価ですよということで下水道事業を進めてきた経過がありま

す。

一方では、周辺地域においては、下水道接続ができませんので合併処理浄化槽を設置をお願いしてきたわけでありますけれども、それについては先ほど壇上で申し上げましたように、設置費の補助金を交付してきたわけでありますけれども、それについてもこれまでその額を引き上げてきた経過があります。しかし今議員がおっしゃるように、やっぱり維持管理費と下水道使用料とを比較検討した場合には、わずかながら維持管理費が高いというふうな判断をいたしておりますので、それについては今後検討をしていかなければいけないと、このように判断をしておりますので、あと3年いたしましたら下水道事業が終わりますので、そういった時点で再度比較検討して、助成制度を設けようと、こういった考え方で今進めておるところであります。以上、答弁といたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 水谷議員。

**1 2 番 水 谷** 今後20年程度はですね、少子高齢化によって財源等も厳しいというふうに思われますが、この間、テレビで見よったらですね、県内のランキング調査というのがありまして、川棚町が満足度ナンバー1という情報がありました。そして、住みよいナンバー1はどこかといえば時津町でした。今後ですね、町民がですね、満足度がやはり維持されるように、行政の方もですね、いろんな方策をしながら、やはりそれを維持できるようにお願いをしたいということが一つです。もう一つは、行財政運営をしていただく中には、国の経営指導等も参考にしながらですね、やはり今、町長がちょっと言われましたけれども、公共用水域の環境保全、あるいは皆さんの生活環境の向上ですか、こういうものについてはですね、私も十分理解をしています。ただ、だからといって財政がうやむやにされるのはおかしいと思っています。ですから、やはりそれを存続させるように職員一丸となって対応をしていただきたいというのが私の切なる願いでございますので、今後そういうことをですね、念頭に置きながらやはり行財政運営をしていただくようお願いをして、私の質問を終わります。

( 1 3 : 3 2 )

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、炭谷猛議員。

**1 1 番 炭 谷** ただいまより一般質問を開始いたします。通告番号5番、議

席番号 11 番、炭谷猛です。

今年 8 月、川棚川洪水に基づく石木ダムの必要性について、京都大学河川工学科名誉教授である今本博健氏が検証されておりますが、その解説書に基づき、以下の点についてお尋ねをいたします。

8 月 11 日から 15 日にかけて、川棚川流域には総雨量 800 ミリを超える豪雨が発生いたしました。この豪雨により、本川中流や支川石木川では水位が堤防天端近くまで上昇したが、治水基準点の山道橋での水位は計画高水位を 2.5 メートル以上上回るほど低かった。この洪水で観測された結果をもとに石木ダムの必要性について検証された結果をもとに、また一つ「石木ダムは全く不要であると結論される」と明らかになりました。

このことは、昨年度から今年度にかけての川棚川下流左岸の岩盤掘削拡張工事と、川さらえ・河川堆砂除去工事の成果と評価がされると思いますが、ダムは造らなくてもよい根拠が証明されました。改めて町長に石木ダムの建設の不要性を問います。添付資料に挙げておりました検証の要点を読み上げて披歴をしてまいりたいと思います。

2021 年 8 月川棚川洪水に基づく石木ダムの必要性についての検証。

1 川棚川水系の治水計画。

2005 年 11 月に川棚川水系河川整備基本方針を策定し、基本高水を 1,400 毎秒トン、ダムによる調節を 270 毎秒トン、河道への配分水量を 1,130 毎秒トンとした。

2 2021 年 8 月川棚川洪水の概要。

(1) 降雨の状況。

表 1 と表 2 を比較すると、今回の豪雨、24 時間雨量は各既往災害及び計画雨量を大きく上回っているが、3 時間雨量及び 1 時間雨量は下回っている。流量平均でみると、今回の豪雨は 1990 年洪水と同じ、あるいはやや下回る規模となっている。表 1・2 参照。

(2) 水位の状況。

図 3 は山道橋における常時水位計による 1 時間ごとのテレメータ水位である。量水標表示による最高水位は 14 日 6 時の 2.46 メートルであり、氾濫危険水位 4.5 メートルより 2.04 メートル低い。

図 4 は 4 地点の危機管理型水位計による 5 分ごとの水位である。注目され



るのは、川棚川 7.90 キロメートル右岸及び石木川 1.0 キロ右岸での最高水位は堤防天端近くまで上昇しているのに対し、川棚川 2.0 キロメートル右岸では堤防天端から 3 メートル以上低くなっていることである。図 3 の示した正時でのテレメータ水位でも最高水位は氾濫水位より 2.5 メートル以上低くなっており、危機管理型水位計は正常に作動していたと判断される。

表 3 は危機管理型水位計による各地点の最高水位とその発生時刻である。最高水位は、川棚川 2.0 キロ右岸では堤防天端からマイナス 3.13 メートルと余裕があるが、川棚川 7.9 キロ右岸ではマイナス 0.02 メートル、石木川 1.0 キロメートルの右岸ではマイナス 0.29 メートルと堤防天端近くまで上昇している。

### (3) 川棚川 2.0 キロメートル地点の流量の推定。

(1) の降雨状況でみたように、2021 年 8 月洪水の規模は 1990 年 7 月洪水とほぼ同じ、あるいはやや小さく、30 分の 1 流量の適用できる。図 6 より山道橋の 30 分の 1 流量を読み取ると、川棚川 2.0 キロメートル地点における今洪水の流量は 900 トン／毎秒程度と推定される。

### 4 石木ダムの必要性の検証。

2021 年 8 月川棚川洪水は 1990 年 7 月洪水とおおむね同規模であったにも関わらず、川棚川 2.0 キロメートル地点における水位は堤防天端高マイナス 3.13 メートルであった。このことの意味することは重大である。2021 年 8 月洪水は 1990 年 7 月洪水と 30 分の 1 規模と推定されることから、川棚川 2.0 キロメートルにおける流量は長崎県が行った流出解析結果から 900 トン／毎秒と推定される。ピーク水位から計画高水位までの断面を流れる流量を長崎県開示の HQ 式から計算すれば 722 トン／毎秒となり、流下能力は 1,622 トン／毎秒と推定される。これはあり得ないという最低限に見積もっても 1,385 トン／毎秒である。川棚川 2.0 キロメートル地点は、基準地点山道橋 2.1 キロメートルに近接しており、流下能力の推定値は山道橋にそのまま適用することができる。

したがって、山道橋地点の流下能力は野々川ダムを考慮した 100 分の 1 規模の流量 1,320 トン／毎秒大きく、石木ダムは全く不要であると結論される。以上。

このような結果からも、昨年1月23日に行われた「治水の切り札は堤防強化と川さらえ」の講演会での講師である元建設省土木研究所次長石崎勝義さんが言われることと一致しており、今年6月定例議会においても申したように、川さらえで川棚川はまだまだ余裕があると言えるし、堤防護岸の強度についても、最高水位はマイナス0.02、またマイナス0.29であり、破堤に至っていないことも併せて立証されました。この経緯から見て、8月の洪水では、石木ダムがなくても大丈夫ということがまた一つ、いや、二つ確立できたということでもあります。

2番につきまして、山口町長としては、石木ダムの建設要望は長崎県に対して現在まで、就任当時から一度も造ってほしいと要望をしたことがないとのことであり、このことについては私も近年数か月になってわかったことでもあります。造らないでほしいということは、長崎県へ何度でも言えるというふうに思いますが、造ってほしいと要望をしていないっていうことであれば、ダムは造らないっていうことを県へお願いしたことはないのか。また、石木ダム問題は50年以上経過しており、佐世保市の人口減少、取水条件の変更、環境問題の重要性、さらに人権問題等、最近は時代は変わってきました。この50年の間にまた長崎県においても話合いに対する真摯的な姿勢のなさ、工事だけを進める強硬な姿勢、ましてや知事が最終判断と言っているように、行政代執行はできるのでしょうか。私はできないと思います。

今、町長に言いたいことは、この状況の中で、ダムを造らなくてもやっつけられる。逆にない方がいいという条件下の中で言いますと、まだ間に合うというふうに思います。ダムを造ってほしいとは要望したことはないのですから、逆に造らないでほしいと言えるのが、今の川棚町長の状況じゃないかと思うし、今、最も困っているのは逆に県知事かもしれません。今日までの地元と長崎県の手紙のやり取り等いろんなことを見ておりますが、そもそも石木ダム建設の強制測量が行われたのはなんと48年前、82年の機動隊導入時、その当時の強制測量とあまりにも強引すぎるやり方を、やりすぎたところに今の県知事が12年目、まさに乗ってしまった、乗せられてしまった。知事は最後の最後と言ってきた。いつも言っている行政代執行というこの大化け物に本人が行き詰まってしまったという感もこの状況も今では見えると思います。山口町長には町長の12年目の政治生命をかけてでも、今このこ

とはきちっと長崎県に造らないでほしいということをきちっと言うことによつて、逆に先ほど申し上げた知事の情勢が、地元の意見をきちっと聞き入れて、打開の方向にいくということも十分考えられるというふうにも私は判断いたします。私はこの時点でやはり山口町長の政治的姿勢を問われているし、今の町長は50年の経過の中でも一番関わってきたというふうにも思いますので、ここはあえて私はそのことにもう一つ深く、ところの意見をお聞きしたいというふうに思います。

2問目の問題について。川棚川の江川橋下流域の川さらえ土砂の有効利用はということで、川棚川の江川橋下流域の川さらえについては、最近始まったようですが、堆砂砂利は下流域であるために粒度的に小さく、微粒子を多く含んだ搬出される難易度も難しい、コストが高いというふうにも感じております。そこで、大村湾の海底耕運作業の話の中で聞いたことがあります。堆砂土砂・泥土は深い海底まで流れるのが本来の姿でありますので、団平船にて湾沖の方へ移動して、海底の活性化に役立てる方法は考えられないかということ提唱し、このことを是非町の方で検討をいただきたいというふうに思います。以上で、壇上における質問といたします。

訂正をさせていただきたいと思っております。一番はじめの項で、提起の方の分ですけれども、4行目の「計画高水位を2.5メートル以上下回る」というのが正解でありました。訂正してお詫びしたいと思っております。

**議**            **長** 町長。

**町**            **長** 炭谷議員のご質問にお答えいたします。

まずはじめの、今年8月川棚川洪水に基づく石木ダムの必要性についてのご質問にお答えいたします。

今年8月の大雨については、川棚町議会9月定例会の行政報告におきまして、ご説明をさせていただいたとおりであります。8月11日から降り始めた雨の総雨量は946ミリに達し、町内各地で土砂崩れが発生したほか、町道や林道、農地や農業用施設においても被害が発生いたしました。幸いにも人命に関わるような被害はありませんでした。また、川棚川の状況につきましては、山道橋地点での最高水位が14日午前6時時点で2メートル46センチと氾濫注意水位まで上昇しましたが、幸いにして越水等がなく、一安心したところであります。

川棚町は過去に川棚川の氾濫によって、死傷者や住宅倒壊、床上・床下浸水など、甚大な被害を経験いたしております。また近年、全国各地で局地的な豪雨をもたらす線状降水帯の形成が相次いで発生をしており、令和2年7月の豪雨では、全国各地で多くの被害が発生し、特に熊本県球磨川と福岡県筑後川におきましては、甚大な浸水被害が生じたところであります。

本町におきましても、今回の大雨では川棚川が溢れることはありませんでしたが、川棚川の抜本的な治水対策は喫緊の課題であり、住民の安全・安心を確保することは行政の責務であると、改めて認識をした次第であります。

そこで、これまでの経過を見てみますと、河川管理者であります長崎県は、ダム事業の検証に係る検討においては、現行計画案である石木ダム案が、ほかの代替案と比較して優位であるとの結論が出され、事業継続との対応方針が示されております。そして、土地収用法に基づく事業認定の手続きにおきましては、石木ダム事業は公益性と合理性があるとして、事業が認定をされております。また、反対されている地権者などが提起されました事業認定取消訴訟におきましては、長崎地方裁判所、福岡高等裁判所がその訴えを棄却し、最高裁も反対地権者等の訴えを退け、一審二審の判決が確定をいたしております。さらに、石木ダム建設事業に伴い、移転対象となられた67世帯のうち54世帯、約8割の方々が必要にご理解・ご協力をいただいております。この方々は一日も早い石木ダムの完成を待ち望んでいらっしゃいます。

このような状況を考えますと、川棚川の治水対策としては、石木ダムと河川改修の組み合わせによる治水対策が最も有効であると、このように認識をいたしております。

続きまして、2番目のご質問についてであります。前段につきましては、川棚川の治水対策について県に要望してきたところであり、ダムを造らないでほしいとお願いしたことはありません。後段については、先ほども申し上げましたように、住民の安全・安心を確保することは行政の責務であります。

近年は線状降水帯が発生し甚大な被害が増えている状況から、川棚川の治水対策は喫緊の課題であると認識をしており、ダムを造らないでほしいとお願いするつもりはありません。

私たちの川棚町が、より安全で安心して暮らせるまちになりますよう、炭谷議員にも是非事業への協力をお願いをしたいとこのように思います。

続きまして、川棚川の江川橋下流域の川さらえ土砂の有効利用についてのご質問にお答えいたします。

令和2年6月の定例議会の折、堀田議員から大村湾を生かしたまちづくりについての一般質問の中で、貧酸素水塊対策として時津町沖でエアレーション技術の実用化で実績が出ているので、本町沖でもできないかのご質問に対し、本町沖では調査データを基に海底耕運を実施することが効果的であるとされております。そこで現在は、大村湾の環境保全のため、大村湾漁協において、平成29年度から年次計画で大村湾中央部の海底耕運が国庫補助事業で実施をされていること、また、本町におきましても、町単独事業により本町沖で海底耕運事業を実施していること、このようなことを答弁をいたしたところであります。

そういったことから、今、議員から浚渫土砂の有効利用についてのご提言をいただきましたが、議員ご指摘のとおり、河川の土砂等が湾内へ流入することについては自然の摂理であり、本来の姿であることについては、私もそう思いますし、異論を捉えるものではありません。

海域の環境改善を進めるためには、干潟・浅場等の保全・再生・創出や覆砂・深堀跡の埋め戻し等の対策が重要であり、その対策のため、浚渫土砂に加え、平成20年3月に改定された港湾・空港等整備におけるリサイクル技術指針において新たに干潟や浅場造成等への有効材としての利用が評価され、陸上の事業から建設発生土やリサイクル材の一層の有効利用が期待されているようであります。特に大村湾のような閉鎖した海域におきましては、人口や産業の集中に伴う環境負荷の流入の増大や、湾岸域の埋立てによる干潟・浅場の消滅に伴う浄化機能の喪失、過去の大規模な深堀跡が原因の一つとされる貧酸素水塊の発生等により、赤潮・青潮等が慢性的に発生しやすい状況が続いており、浚渫土砂を有効利用し、水質及び底質の環境改善が進められております。

議員ご提言の川棚川の江川橋下流域の川さらえ堆砂土砂については、建設発生土のうち産業廃棄物処理法で規定された建設汚泥には該当せず、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、いわゆる海防法で規定する水底土砂

基準と同等の水準を満たす土砂でありますので、海域環境の保全・再生・創出に際し、有用物として用いる場合は、海防法上の廃棄物の対象にあたらな  
いとの見解であり、海洋投入は可能であると、このように考えます。

大村湾につきましては、大村湾をきれいにする会において、大村湾の自然  
環境を守る観点から、閉鎖性海域による貧酸素水塊や赤潮の発生が漁業への  
深刻な影響を及ぼすことを踏まえ、湾内の浄化について抜本的な対策を講じ  
るよう国へ要望活動をしているところであります。

以上のようなことから、まずは県の河川課が川棚川の浚渫事業をどのよう  
に計画されているのか聞き取りをするとともに、大村湾の活性化策として有  
効活用できるものかを県の環境部や漁業協同組合の意見を聞いてみたいと、  
このように考えておりますので、現時点で直ちに議員がご提言されたような  
ことを県に要望する考えはありません。以上、答弁といたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 炭谷議員。

**1 1 番 炭 谷** 質問の順序が逆になりますが、一番最後の答弁から再質問を  
したいと思えます。多分、現在工事が始まったのは、令和4年度までやると  
いう県の計画というふうに思っておりますので、それが前回答弁されたよう  
にあれば、かなり今3年度ですから来年度の春まで、いや、再来年の春です  
よね、4年度ならば。その期間ならば1年と4か月程度はまだあるというふ  
うに思いますし、その間の中でまたしないと現状にそこまでするというの  
は、間に合わないということも考えられますので、その点、期間が1年以上  
ありますので、間に合うような考えを持っておられるのかどうか質問しま  
す。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** はい。詳しいことは担当課長から答弁をさせますが、私が一  
番心配しているのは、大村湾についてはヘドロが堆積をいたしております。  
そのヘドロの中に堆砂土砂を投入すること、これが果たして効果的なのか、  
そういったことについてはやはり専門家の意見を聞く必要がありますし、ま  
た漁民の皆さん方がそのことについてご理解をいただけるかどうか、こう  
いった関係者の総合的な理解ができなければ、いきなり町が県に要望する  
ということはいかななものかと思っておりますので、そういったことについて少し調  
査研究、あるいは協議をしたいと、このように考えております。以上です。

議 長 炭谷議員。

1 1 番 炭谷 では、来年度の年度末に間に合うかどうかというのは、現在のところ極めて不明確というふうなものと捉えていいことですかね。それにじゃあ関連して一つですけども、昨年度、多分三越漁港の方の深さを深めるために土砂の撤去をクレーンでやっていたことを私は覚えているんですが、そのときの海洋の船の船舶の停泊所ですね、あそこを上げられたのは、ちなみにどこへ搬出されたのかということはわかっておれば聞きたいと思えますけど。

議 長 町長。

町 長 はい、お答えします。三越漁港の片島泊地の浚渫を行っております。わかっておれば担当課の方でお答えをさせます。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい、質問にお答えをいたします。三越泊地の浚渫残土につきましては、1年間下百津の埋立地の方におきまして一応乾かすという作業をいたしました。その後、一部分については佐世保市の産廃処理施設へ運んでおります。以上です。

議 長 炭谷議員。

1 1 番 炭谷 そのときは海洋に埋めるということは全く考慮はしていなかったということですね。

議 長 町長。

町 長 はい。炭谷議員が今求められているのは、川棚川のいわゆる堆砂土砂であって、港の中の浚渫土砂ではないと思いますので、少し本来の質問から外れるような気がいたしますけど、要は川棚川ミネラルを含んだ土砂は海底の活性化に有効であるという観点から大村湾に投棄したらどうかというご提言がっております。で、前回浚渫をいたしました三越漁港の片島泊地の浚渫土砂は、いわゆる川の土砂ではありませんので、そういうものには該当しないと、そういったことで1年間乾燥させ、そして産業廃棄物として建設残土として最終処分場で処分をしたということでございます。

議 長 炭谷議員。

1 1 番 炭谷 1問目の1項、2項についてですけども、町長は全く県には言うことがないということでもありますけども、その一番最初に県に一度も要

望したことはないということを公言されたのは、最近の状況ではいつの時期で、どういう場所でということの一つ聞きたいんですけど、と言いますのは、ちょっとわかりにくいかもしれませんが、川棚町長が一度も県に要望したことはないということは、私は2か月ほど前はつきり聞きました。しかしそれがいつどこで公言されたのかということは、川棚の町民もほとんど知らないんじゃないかというふうに思います。多分要望してから造ってくれろというようなことで県も造っているんじゃないかなというふうなことで感じておりましたし、私もそんなもんかなというふうに思っておりました。しかし、造ってほしいという要望は一度もしたことないってということにあって、で、通常であれば考えられないような土地収用法とか、その今言ったようなことを思っている町長の領域の中の川棚地区内において、県がすることありますけども、土地収用法が適用されて、行政代執行まで判断せざるを得ないという状況になったのは、恐らく国中でもないと思いますし、ダムでも住民が住んでいる家を直接収用して、代執行はしたことは全国にあるとは聞いておりませんし、そういった状況の中で川棚は要望をしてないという考え方が町長にあるということですから、それはきちっと公言といたしますか、したのはいつですかというふうな私はそういった質問をしたいと思います。いつどの場所でしたことはないということを、ずっと町長はやってきたということを、どこで言われたのか。議会であれば何年度の何とか議会でそこできちっと言いましたと。私がここにおける2年半の間には、初めて、私は全く聞いたことありませんし、どこでそういったことを県に対して要望したことはないということは言えたわけですか。それを聞きたいです。

**議 長** 町長。

**町 長** はい、お答えします。いつどこで言ったのかというのは記憶にありませんが、私は県に対して石木ダムを建設してくれという要望はしたことはありません。恐らく、歴代町長もしたことはないと思います。なぜならば、川棚町は過去に川棚川が溢れて大きな水害が発生しましたので、河川管理者である県に、河川のいわゆる治水対策をお願いをしてきた立場であります。そういった中で、県の方が川棚川の治水対策として、石木ダム建設が計画をされて、そういったことから佐世保市の利水も含まれて、県と佐世保市と川棚町の三者でこの事業を推進してきたわけであります。



そういったことから、なぜ言わないのかということについては、当然一緒になって推進をしてきているので、町としては言わなくても、いわゆるダムの方法論でありますので、川棚町としては治水対策ができればこれでいいわけであります。その中でダムが計画されましたので、一緒になって推進をしてきている立場であります。そういった中で、8割の皆さん方がご同意をいただいで、既に移転をされて、1日も早くダムの完成を望んでいらっしゃる。そして、最近では線状降水帯による豪雨が発生して、甚大な被害が確認をされております。そういったこともあってやっぱりこの事業は1日も早く進めていってもらいたいという、そういった希望をして、期待をしているわけでありまして、そのためには何と言いましても、今なお反対されている皆さん方のご理解が必要でございますので、壇上で申し上げましたように、是非炭谷議員にもそういったことをご理解いただいで、この事業に協力していただきたいと改めてお願いを申し上げた次第であります。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 炭谷議員。

**1 1 番 炭 谷** まだ私は理解できません。今の状況でも全国でも例があったようなことがないということ、全国的に見てもないような収用法、あるいは代執行を県がやるのかというふうなことは、これを目の前にして、今の中で知事も困惑はしていると思いますし、自分がするのかやるのか、今議会もあっておりますが、そのこともわかりませんが、しかし、ここまで来ているのに川棚町の中で人権侵害とも取れるような、人権抑圧でもあるわけですよ、住民に言わせると。それは誰がしたかって住民には関係はなくて、ずっと進めて強引にやってきたのは県の方のやり方でしょう。

そういった意味からでの川棚町民を見る責任のある生命と財産を、いつも言っているじゃないですか、生命と財産を町民の皆さんの分をきちっと私は守る責任があるんだって言うように私はずっと聞いてるんですけど、そこが大矛盾をしとるわけですよ。だって、また言いますけども、来年の8月、つまり町長の任期までにこれはダムを止める手立てをしなければ、私どもが一番思うのは、ダムが出来たその後の災害、山口町長は責任が持てますか。73年前の人が亡くなったとか、大洪水があったというのは昭和23年、23水と言われてはいますが、それから何十年、73年と思う現実はない

わけですよ。そしてダムを造ってしまえば何十万年も続くわけですよ。これは孫が、そしてその子孫たちまでが、上流では残っていくし、また下流においては、頭の上に水がいっぱい入ったバケツを持たされて、しかも何十年という状態がこれが続くというふうなことはもう今の時点でできればわかっているわけです。

川棚の人だって、ダムを造ったときの、今までなかったからわからないと言えばそれまでかもしれませんが、しかしダムを造ったところでも災害が止まるかということは、去年の夏の大雨ではありませんが、萱瀬ダムがあっても下流は氾濫をするし、崩れていくわけです。そういったことで災害も出てるわけです。こんなことは地域に押し付けた罰。ずっと状態が続く中でリスクの大きさ、ダム災害の危険性、これを町民がまた背負うていくというこの実態というのを本当にきちっと受け取られているのかということが、私には一番気になるところです。それは法的にいけば、法が存在する以上はやられるでしょう、代執行でも。

しかし本当にそれでいいのかって。こういったところまで今のダム問題は来ておるし、今まで強制収用にいく事業認定をすることによって話合いができるというように県は言いぶってきましたが、全然できてないわけですよ。代執行をやるから話合いをせろよって、今年の6月から9月までも文通じゃありませんが県とやったり取ったりしたときも、何で知事が出てこない、知事の顔が見えないんですよ。だから話せん。県の言うような条件下につかなければ、あなたたちも話をしないよというふうなことは、きちっともって見えてしまうわけですよ。そういったところのあっている川棚町の首長が、山口町長です。その問題をどう捉えているのかということ私には一番気になるところです。絶対禍根が残るっていうふうに思うんですよ。今、長崎県でも本当に石木ダムを進めれるのかって、これでいいのかって。事業認定についても反対者がいることからっていう裁判の結果についても、反対者がいることから考慮することっていうことにしても付いとるわけですよ、ずっと。それを無視し続けているのは県の行政ですよ。そこをきちっと川棚町長が見ていかなければ誰が見るんですか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 炭谷議員、質問ですか。

**1 1 番 炭 谷** はい、質問です。ですから、川棚町長としての責任というの

を、なかなか見えてこないと思いますが、再度聞きたいと思います。

**議** 長 町長。

**町** 長 責任を問われたわけですが、何の責任かよく理解できなかったんですけど、石木ダムを造ったらかえって災害がひどくなるというような発言もありましたので、それについては町は事業者ではありませんので、それはそういったところの責任は当然事業者である県が持つべきだろう。その責任の中で事業が進められていると、このように理解をいたしております。以上でございます。

**議** 長 炭谷議員。

**1 1 番 炭谷** なかなか真意が通じてないようです。時間もありませんので、ここで終わって、この項についてまた後日議会のときに追及をしていきたいと思います。以上で終わります。

( 1 4 : 2 2 )

**議** 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

( 1 4 : 2 2 )

(…休 憩…)

( 1 4 : 4 0 )

**議** 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**議** 長 次に、初手安幸議員。

**4 番 初 手** 4番、初手であります。通告文にしたがいまして、2件質問をいたします。まず1件目は、下組雨水排水ポンプ場機能の検証と対策についてであります。

今年の8月11日に川棚町に大雨警報が発表されて以降、町内各地で大雨によりさまざまな被害が発生をいたしました。川棚川下流域に位置する平島地区においても、大雨や満潮により道路や宅地の浸水に見舞われたところがあります。

8月14日深夜から明け方の大雨の際には、平島1丁目の消防団4分団詰所周辺からJR線路付近の道路や住宅敷地の一部が大潮の満潮時と重なり浸水をした模様であります。潮が引き始めてからも水位が下がるのに時間がかかっており、定かではありませんが、ポンプの稼働が早ければ、影響は少なく抑えられたのではなかったかというふうにも思われます。

近年、現地においては、大村湾の大潮の満潮時に浸水するケースがたびたび見られ、大雨と重なったときは災害の危険度が大きく高まる状況に置かれているというふうにいえます。

この施設は、昭和57年4月に供用が開始され、今年で39年が経過をしており、この間、定期的なメンテナンスを行い、修繕による延命化を図ってきているのが現状のようであります。

ポンプは4基あり、1基は自動運転のシステムでありましたが、手動に代わり昼夜を問わず担当職員の携帯電話に通報があり、担当者がポンプ場に急行してポンプを稼働させる方法で対応されているとのことであります。また、構造物も耐震の対策がなされていないので、安全面からも心配がされるものであります。

排水区域は昭和57年当時と比較すれば、遊水池となる水田は宅地となり、近年のような異常気象による集中的な豪雨と大潮や低気圧による海面上昇など想定を超える状況には、動力による対応に頼らざるを得ないといえます。

このような状況の中、被害を最小限に抑える、排水区域やポンプの機能、排水量が近年の状況に対応できるのか危惧をするものであり、下組ポンプ場の機能などについて検証するとともに、深夜など、迅速な対応のためにも、自動運転の稼働などの検討が必要と考えます。

令和3年度の予算で下組排水区浸水シミュレーションの委託をされておりますが、今回の大雨を踏まえ施設の検証、対策など、今後の取組について以下の点についてお尋ねをいたします。

- ① ポンプ場の整備（メンテナンス）の近年、過去10年ぐらいと思えますけども、の経過について。
- ② 緊急時における職員対応のマニュアルについて。
- ③ 一部ポンプの自動運転はできないものか。
- ④ シミュレーション委託の内容と今後の対応。
- ⑤ ポンプの機能、排水量などの検証と排水区域の調査は。
- ⑥ ポンプ場構造物の耐震対応は。以上の件について、お尋ねをいたします。

次に、川棚港環境整備事業（緑地広場）への芝（人工芝含む）設置につい

て質問をいたします。

この事業は、県営事業で「港湾事業の防災・安全環境整備事業」として平成28年度に実施設計を終え、平成30年度から工事に着手され現在に至っております。令和5年度に多目的広場と一部防災機能を含めた施設として完成するとのことであり、長年の懸案であった埋立地の活用に大きな期待を寄せるものであります。

今の計画ではクレー（土）のコートであります。多目的広場としては、若干物足りなさを感じているところであります。

一つの案として、芝（人工芝を含む）の設置ができれば多目的スポーツ交流広場としての機能が深まり、町外からの利用者も増え、本町の活性化にもつながるのではないのでしょうか。しかし、県営の事業であり、補助対象以外の整備は町単独の予算となり、設置は厳しいとの見解であると聞いており、財源の裏付けが一番の課題ではないかと考えられます。

先般、10月7日付けの県体育保健課によりますと、令和6年度全国高等学校総合体育大会が北部九州ブロック、これは、福岡県、佐賀県、大分県、そして長崎県になりますけども、で開催されることが決定し、本県では9つの競技が予定され、ホッケー競技が含まれるとの内容でありました。

そこで、ホッケー競技を受け入れ、第2会場として現在工事が行われている港湾事業の防災・安全環境整備事業の多目的広場に、補助対象事業として、この機会に、芝（人工芝を含む）施設の設置ができないか、調査、検討する考えがないかお尋ねをいたします。

付け加えますが、現地、川棚港環境整備事業の緑地広場ではありますが、地形的にも、長崎県でも中央に位置しており、アクセス面でも参集しやすい環境にあることから、芝（人工芝を含む）施設にすることによりまして、県北地域の各種スポーツの拠点となり、県内外からも多くの関係者が来場され、交流人口の増加やまちの活性化が図られ、また、東彼杵道路も建設に向けて具体化されており、将来的にも大きな期待が持てる事業ではないかというふうに思います。また、芝、人工芝も含みますけど、の設置技術も近年は進んでおり、スペースによっては多様な対応が可能になってきているようであります。

そこで具体的に、①緑地広場の経過と進捗状況及び今後の予定は。

②芝（人工芝含む）施設にすることによる効果は大きいと思うがご見解は。

③令和6年度全国高等学校総合体育大会ホッケー競技を受け入れる考えは。

④芝（人工芝含む）施設にすることの課題は。

⑤芝（人工芝含む）施設にすることを調査、検討するお考えはないのか。お尋ねをいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 初手議員の質問にお答えいたします。

まず最初の、下水雨水排水ポンプ場機能の検証と対策についてのご質問にお答えいたします。

①についてであります。下組ポンプ場のメンテナンスの状況ですが、ポンプと電気設備の点検は令和元年度までは毎年1回実施をしておりましたが、令和2年度、3年度は財政面の状況から実施をいたしておりません。

また、平成22年度から平成24年度までは毎年1基ずつエンジンポンプのオーバーホールを実施をしております。そのほか、必要に応じて、海水の逆流を防止する吐出弁の修繕、取替えや、自家発電用のバッテリーの取替え、外壁の補修や冷却用の給水管取替え、ごみなどの侵入を防止するスクリーンの取替えなどを実施しております。

次に②についてであります。下水道事業においては、業務継続計画を策定をいたしております。

業務継続計画では、大雨を含む災害発生時の職員の役割・対応を定め、処理場・ポンプ場の被害状況を把握することに努め、汚水や雨水の溢水などに対応することといたしております。

次に③についてであります。現在、ポンプ場で自動運転に対応できているのは1基であります。設置からの年数経過により、自動運転に対応するセンサーや連携して作動する水門の動作が不安定な部分があり、リスクがあるということから、自動ではなく、手動での運転としているところであります。

大雨に対する初動体制の確保の観点や、ポンプ場周辺の道路の冠水や大雨時のポンプ及び水門の作動時の職員の事故の防止の観点から、全てのポンプ

と水門の自動化が重要と考えているところであります。

ポンプ場の構造や排水能力の検討を進めるに当たり、財政的な問題も含め今後検討してまいりたいと、このように考えております。

次に④についてであります。今年度、下組ポンプ排水区、下組排水区、中組排水区において、浸水シミュレーションの業務委託を行っております。

浸水シミュレーションは、雨水が流れ込む範囲の高さや排水溝の大きさ、土地の利用状況などを調査して、10年に一度を想定した1時間に83ミリの大雨と今年8月の大雨の2つのパターンで、コンピューター上で水の流れをシミュレーションするものであります。

今年度末にシミュレーション結果が出ますので、来年度以降にその結果を踏まえ、ポンプ場の排水量などの能力や構造などの検討を進めていく考えであります。

次に⑤についてであります。今年度実施する浸水シミュレーションの結果を踏まえ、来年度以降にポンプの機能や排水量の検討を進める方針であります。

排水区域の調査につきましては、今年度浸水シミュレーションを実施する際に、過去の調査の検討や新たな測量を行っておりますので、改めて行うことは考えておりません。

今年8月に被害の報告があった宿地区は、下組ポンプ場の活用の可否などについて、来年度以降に併せて検討を進める考えであります。

次に⑥についてであります。下組ポンプ場は建設年度から判断いたしますと、現在の耐震基準に適合しないと考えられますので、建て替えや耐震工事などの耐震性の向上について、来年度以降に検討を進める考えであります。

次に、川棚港環境整備事業（緑地広場）への芝（人工芝を含む）設置についてのご質問にお答えいたします。

長崎県では本事業について、平成27年度に基本設計、28年度に実施設計が行われ、平成30年度に着手されており、当初は3か年での完成とされていたところであります。

しかし、財源となる国の社会資本整備総合交付金の額が減少し、予算確保が厳しい状況となったことから、国と協議を進められ、令和2年度から地方

創生港整備推進交付金事業として実施をされているところであります。

現在、周囲の擁壁、雨水排水設備、多目的広場の下層路盤、第2駐車場のアスファルト舗装等が完了しており、今後は、多目的広場のクレー舗装、照明施設、第1駐車場のアスファルト舗装、トイレ、植栽などが施工され、令和6年度末の完成予定であります。

②の「芝（人工芝を含む）施設にすることによる効果は」についてであります。人工芝につきましても、見た目が美しくメンテナンスの手間がかからないし、雨天でも利用できるなどのメリットがあり、天然芝につきましても、夏季の温度の上昇を防ぐとともに、弾力がありケガを起こしにくいなどメリットがあるようであります。

また、サッカー競技など、種目によっては、県レベル以上の大会の誘致が行いやすくなり、交流人口の増加などの効果が期待できるものと、このように思います。

③の「令和6年度全国高等学校総合体育大会ホッケー競技を受け入れる考えは」についてであります。先ほど述べましたとおり、川棚港環境整備事業の完成予定は令和6年度末でありますので、ホッケー競技の緑地広場での開催は不可能であり、緑地広場での受入れは残念ながらできないようであります。

④の「芝（人工芝含む）施設にすることの課題は」についてであります。議員が先ほど述べられたとおり財源の確保が一番の課題と考えており、人工芝では当初の施工費及び約10年ごとの張替費用、天然芝では毎年の管理費用が多額となります。また、芝の上ではできない競技もあるため、多目的に利用できなくなることも考えられます。

また、川棚港環境整備事業で整備されている多目的広場は防災広場であり、災害発生時の避難場所となった場合、避難民の避難長期化への対応として、火気の使用が必要となりますが、それに耐えることができないなどの課題もあります。

⑤の「人工芝を含む芝の施設にすることを調査、検討する考えはないか」についてであります。県が実施設計をする段階において、多目的広場の舗装について比較検討されており、その結果、汎用性と施工性が高く火の使用が可能なクレー舗装とすることとされておりますので、町が改めて検討する



ことは考えておりません。以上、答弁とさせていただきます。

議 長 初手議員。

4 番 初 手 はい。それでは、ポンプ場の関係から質問をさせていただきます。ポンプ場には4基の機械がありますけども、今の説明では予算の関係でメンテナンスができない面があったというふうなことであります。財政的に非常に厳しい面があるんだなというふうには思いますけども、かなりポンプ自体が古くなっておりますので、メンテナンスあるいはその点検というのを怠ると稼働しないという状況も出てくるんじゃないかというふうに思ったりいたしております。すぐ替えるというのは大変でしょうけども、今後の取組としては、やはり最低限の対応は必要だと思いますけども、機械が古いのでやはり年に1回とかそういった回数を増やしていくとかっていう一つの見方としてはお持ちになりますですか。お尋ねします。

議 長 水道課長。

水 道 課 長 はい、ご質問にお答えします。ご指摘のとおり、今回の夏の大雨につきましては、非常に想定外の雨量でもありまして、これまでメンテナンス等について何年かに1回のメンテナンスで事足りていたような状況でございましたので、財政的にも厳しいというところから、毎年というのがなかなかできていなかった状況でありましたけれども、今回の大雨を受けまして、今後は毎年点検をするような形で行えればなというふうに思っております。当然そこはお金がかかることですので、財政状況等も判断しながらということにはなってくると思います。あと、浸水シミュレーションの話もあとで出てくると思いますが、そこら辺の状況も踏まえて判断していきたいと思います。以上です。

議 長 初手議員。

4 番 初 手 はい。是非そのようにお願いしたいと思うんですけども、予算的な面からすると、今、下水道の会計からすれば、下水道本体の、本体と申しますか、排水ですね、それと、これが下水道の排水設備になりますので、財政的な面からすると一般会計からの繰入分でポンプ排水とかってというのはみられるというふうに理解をして間違いはないんですよ。どうでしょうか。

議 長 水道課長。

**水道課長** はい。雨水に係る経費につきましては、一般会計の繰入基準の中で賄えるという形になっておりますので、一般会計からの繰入れというのはある程度認められている部分であります。以上です。

**議長** 初手議員。

**4 番 初 手** はい。ポンプ場の整備につきましては、今後そういった面で対応していただけるというふうに受け取っておきたいと思っております。

緊急時における職員対応のマニュアルということで2番目に挙げておりますけれども、実際に緊急時が発生して、携帯に連絡がいくと。で、その連絡がいったから職員が現地に行くというふうな大枠的な流れであると思うんですけども、実際的にこの前の8月14日の状況というのもあったかと思っておりますけど、もう少しその辺の流れについて、詳しくご説明をいただければというふうに思います。特に自動運転が今止まっているということで、この件はまたあとで聞きますけど、そういった中でどういうふうな形で対応されているのかですね。浸水した状況もあつたりしますので、その辺についてももう少し詳しくお願いいたします。

**議長** 水道課長。

**水道課長** はい、お答えします。基本的な事項としましてはですね、まず下組ポンプ場の水位計が1.3メートルを超えると平島あたり、あの1丁目あたりの一部が床下浸水、浸水するような危険性があるというふうなことで認識しております。で、下組ポンプ場の水位計が1.1メートルを超えると職員の携帯に警報が鳴るといようなシステムになっております。それから、逆にですね、下組ポンプ場の内水の水位計が0.55メートル以下になってしまうとポンプが止まる。これは基本事項として押さえておいていただいて、普段の対応としましては、警報が鳴った時点でポンプ場へ赴き、ポンプの稼働が必要だと判断した場合は1台を運転しております。さらに満潮時には水門を閉じるというふうなことで対応をしております。それから、現地又はウェブの管理システムにおいて常時水位を確認しながら対応を行っているという状況です。

8月14日の対応を説明します。午前0時30分頃、内水・外水の異常により現地確認し、しばらく様子を見ておりましたけれども、午前1時頃、内水・外水が1.3メートルまで上昇したため、水門を開けたままの状態です。

ンプ1台のナンバー1という自動運転に切り替えることができるやつですけど、の運転を行ったままにし、あとは役場で待機しながら管理システムにおいて水位の確認をするというような対応をしておりました。午前5時頃から急激に内外水が上昇し、1.5メートルを超えました。そのため、ポンプの追加運転を行うため、ポンプ場へ向かっておりましたけれども、道路が冠水しており前へ進むことができず、車から降りて徒歩で現地へ赴く状況も考えましたけれども、道中危険であると判断し断念をしたと。今回の床下浸水の被害につきましては、職員を当該ポンプ場に常駐することで解消できたかもしれないけれども、当該ポンプ場は設置後約40年を経過しておりまして老朽化が進んでおりますので、災害時の職員常駐は現状では困難と思っております。よって今後は施設の改修・更新が進むことで、何かしらの対応が行えるように検討していきたいというふうに考えております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 初手議員。

**4 番 初 手** はい。時間的な流れについては把握ができましたけれども、ポンプ自体の稼働、14日のときは一番最初の容量の小さいポンプがあつて、あと3台は同じ容量なんですけれども、その稼働状況っていうのは一番小さいのと、2番目ぐらいまで使われたということになるんですかね。その辺がもしわかっていればお知らせ願います。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 水道課長。

**水 道 課 長** 私が聞いておりますのは、1台の運転だけだということで、水位が上がった時点でほかのポンプを動かしに行く、行けたとしても、先ほど申しましたように0.55を動かして、急に排水が始まって水位が下がると今度ポンプが止まるわけですね。ポンプが止まると今度はまたすぐ増えていく。だからその繰り返しになると、やっぱり職員が常駐していないと対応できないというような状況ということですよ。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 初手議員。

**4 番 初 手** やはり最終的には職員がおってもらわんとなかなか水量が上がったときにはですね、対応ができないというのが実情でありますけれども、どうしても大雨のときには多分役場の方に警戒態勢がありますので常駐されて、連絡があれば移動されるというふうな対応だと思うんですけども、やはり浸水があればなかなか行けないという、時間的なものがどうしても発生

するというふうな裏付けになるかというふうに思います。

次3番目のですね、一部ポンプの自動運転はということで、これにつきましては機械が古いのでリスクがあって自動運転にはできないというふうなご説明があったかと思いますが、今の説明を聞く範囲ではやはり何とか1号機といいますか、1台だけは自動運転に切り替えるようなシステム、今そういう機器は付いてるんでしょうけども、それがまた古いので作動できないということでもあります。新たに造る必要はないと思うんですけども、これについてはやはり初動対応、早い時点で対応することが望ましいということもありますので、そういった面についてはシミュレーションで今後検討されますけども、早めにそういった何らかの対応ができないかということについての取組というのはできないものか、お尋ねをいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 水道課長。

**水道課長** はい。おっしゃるように今自動運転に切り替えられるポンプにつきましては、水位計の、例えば波がこうちやぶちやぶ上がっただけでもセンサーが鳴るような、センサーの不具合がありまして、常に鳴っているという状況があって、その修繕であるとかメンテナンスであるとかっていうのは、財政上の問題がクリアできれば対応できるものというふうに考えております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 初手議員。

**4番初手** やっぱり財政が絡んできますんで、あんまり強くは言えんですけど、職員自体も夜中にですね、雨が降って警報が鳴って向こうまで出ていくというのも、なかなか安全面も考えると大変かというふうに思います。財政の許す限り、できるだけ早めにそういった面については対応が必要ではないかと。そのことによってその地域の浸水、あるいは排水も早く緩和できるんじゃないかというふうに思いますので、是非期待をさせていただきたいと思います。

次は、4番ですね。シミュレーションの委託内容と今後の対応にということでありますけども、タイミング的に今年予算で対応されておりますので、その中身が見えてこないのが突っ込んだ議論といいますか、考え方を聞くことはできないとは思いますが、表現がちょっと悪いですけども、今回8月13日も多分浸水は昼間にあったんですけど、13、14の状況が

発生したということは、今出されているシミュレーションの内容を十分踏まえて、いろんな対応が、もっといろんな深まった対応ができるんじゃないかというふうに思っております。そういうことから、シミュレーションの中身について、報告が今年度中であって、来年のその報告を受けて、来年度で具体的なその対応策、あるいは将来的な排水のあり方とかっていうのを検討されるというふうな流れになると思うんですけど、その内容的には来年度のいわば中間時期といいますかね、せめて12月までとか予算の関係を含めれば、そのくらいまでには出来上がるというふうに捉えていいでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 水道課長。

**水道課長** はい、そうですね。先ほど町長が答弁をされたとおり、今回のシミュレーションにつきましては、1時間に83ミリの大雨と、それから今年8月の大雨の2つのパターンでシミュレーションを行うようにしておりますので、その結果によりまして来年度以降早い時期に、ポンプ場の排水量などの能力等について検討を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 初手議員。

**4 番 初 手** それから5番目のですね、ポンプの機能と排水量等の検証、排水区域の調査ということでもありますけども、排水区域の調査については行わないということでもありますけども、水はどうしても上から下に流れてくるわけで、今の下組ポンプの排水の範囲であれば、宿、中組あるいは大久保の方から流れてくる水量も多分入ってきていると思うんですね。そういったことを考えれば、今の下組ポンプでの排水する機能というのは、ポンプで全て排水するとは言えませんが、果たして十分なのかというのはちょっと疑問点を感じますので、そういったことも含めて是非、しないということでもありますけども、もう1回そこについてはですね、ご検討をいただければというふうに思っております。時間がありませんので次に移りますけども、ポンプ場の構造物につきましては是非職員がほとんど出入りしますので、安全策の方からもご検討はお願いをいたしたいと思います。要は、ポンプ場につきましてはですね、やはりあの地域の満潮とあるいは雨量と重なったときのその浸水の早さ、そして川棚川の水位が上がったときの、引いていく、水が引くっていうのの非常にポンプが左右しますので、財政的な話があっ

たけども、排水設備の管理をやはりしっかりと対応させていただきたいと。それから、被害を最小限に食い止めるための、まあ職員大変でしょうけども、そういう体制を確立していただきたい。まあ今もできていると思いますけども。それから、最低限の必要な見直しというのはやはり、厳しい財政でしょうけども、していただかないと、実際にポンプが機能しないということになりますので、そういった面についてもう1回最後に確認をさせていただければと思います。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 水道課長。

**水道課長** はい。おっしゃるとおり全てにおいて財政が絡む状況ではございますけれども、住民の安全・安心のためには使うところには使わないといけないというようなことも承知しておりますので、今後そういうところも含めて検討してまいりたいというふうに思います。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 初手議員。

**4 番 初 手** 是非よろしく願いいたしたいと思います。これからどういう状況が発生するかですね、自然はわかりませんので、よろしく願いいたします。

それでは、緑地広場の関係なんですけども、緑地広場の完成時期が令和6年度ということで、私は5年度という捉え方をしておりましたけども、説明を聞きますとなかなか実施するのは、財源的なものもありますけども、県との絡みでできないということもあるようであります。あの地区はですね、町長さんこれを見れば懐かしさと思わすところでしょうけども、実は平成11年ですね、この資料をいろいろ調べていたら、平島でこの埋立の説明会がございました。この折に、もう埋立の時期が10年から3年間ということでありましたけども、埋立を行う目的がここにる書いてあるんですけども、4番目にですね、埋立によって生ずる土地の利用については川棚町としてもレクリエーション施設の充実をさせ、まちの活性化を目指して有益な利用計画を図るとというのが説明会の中で出されている。時間が経ち過ぎてですね、なかなか順調に進まなかったということはありますけども、県との交渉で何とか今の工事まで到達したと。これは町長の交渉力といいますかね、県とのやり取りの中で今まできたんじゃないかなと。そういった面については安堵しておりますし、私が評価するわけじゃないんですけども、よく頑張っ

られたなというふうに思っているところでもあります。もうちょっと詰めたんですけども、人工芝あるいは天然芝と、クレーから芝に張ることについてのプラス面は確かに共通していると思うんですね。補助事業であるためなかなかできないというのは確かにわかるんですけども、ホッケーの大会の関連もありますけども、補助事業の分で今の多目的広場のところだけじゃなくてほかにも予算枠的なものの補助事業の枠ではあるかと思うんですが、そういったものの入替えをしながら、今のクレーの部分に張ると。いわばクレーの部分はまだ下地はできてますので、その上に芝を張っていくということになりますので、人工芝をはじめから張るということからすれば、金額的には安くはなるんじゃないかというふうに思うわけですね。どうしても県とのやり取りで認められないというのがあるかと思えますけども、事業費自体はいくらかまでも安くなるんじゃないかというふうな感じを持つんですが、その辺についてはどうしてもやはり県とのやり取り、補助事業の枠の中で限界ということになるのでありましょうかね。お尋ねいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 建設課長。

**建設課長** はい。今のクレーの事業のまま行ってですね、そこに人工芝ではなく芝を張ると事業費がいくらか安くなるのではないかということですけども、この天然芝と人工芝、それからクレーにした場合の費用的な、例えば20年間でどれくらいかかるという比較もされておりますが、天然芝がですね、一番費用的にはかかるようです。というのが、維持管理についてですね、かなり費用が天然芝はかかるようで、それとですね、天然芝も下の排水関係でやり直しをせんといかんとかですね、あるいはきちんと養生をせんといかんということで、年間に使えない日数をある程度設けてですね、養生をする。それから散水ですね。散水についてもかなりの費用がかかるということで、その部分からいくと人工芝の方がですね、トータル的には安くなるような検討結果がありますので、今そのクレーの上にですね、天然芝をとるところはですね、今のところ、あれだけの広さのところには張るということは考えていない状況であります。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 初手議員。

**4番初手** はい。私としてはインターハイにかこつけてですね、何かの動きがしやすい面があるんじゃないかというふうに思ったりはしておったん

ですけども、県の事業のところに入り込むわけでなかなか難しい、いろんな制限があると思うんですけども、補助対象としての枠を捉えたときに、県の補助とかいろんなものがどこまであるかわかりませんが、民間といいますか、t o t oとか、そういった面の対象になるかどうかというの、まあ今回が無理かもしれませんが、今後やっていく意味でそういった面の補助の対象になるかどうかというのを調査というか、そういった面については、考えてみられることはありませんかね。

議 \_\_\_\_\_ 長 建設課長。

建 設 課 長 はい、お答えします。まずこの施設につきましては、県の施設ということになりまして、今回の事業が県が補助事業を行って整備をされておりますので、その後にはですね、ほかの補助等を使ってですね、人工芝にするということではあるとは思っております。ただし、この補助事業がですね、防災広場とかそういう観点からクレーで舗装をするということで舗装をされていますので、そのクレー舗装をやり直すということになると補助金の返還があるということ、県の方からは返還が必要になるということはおっしゃっております。それから先ほどのほかの補助事業ということで、今はですね、高総体とかですね、そういったことでの補助というのがないと聞いておりますので、ほかの補助として先ほど言われたt o t oですね、t o t oについては対象になると思われまして、t o t oにつきましてはですね、工事費等の5分の4の補助、それで限度が4, 800万円で人工芝化ができます。そうなっておりますが、ここの人工芝をするとなったときにですね、通常のサッカー1面程度で1億5, 000万程度はかかるんじゃないかということで、あそこはそれを2倍以上ありますので、全面するとなると3億ちょっと、3億3, 000万、3億6, 000万、芝の種類にもよりますが、それぐらいの金額がかかるということでされております。そういったことでですね、t o t oの利用はできますが、広さ的にかなり広いということで、そこを半分だけ、一部だけするとなると、クレーと人工芝が同じグラウンドになるようになるとですね、そこを区切るようにしないと泥が、泥のまま人工芝に入るとかですね、そういったことがありますので、全面となると先ほど言いましたとおり3億を超える費用がかかる可能性があります。一番下の路盤というかですね、は整備されてますので、実際人工芝をするときには、



それよりも少しは安くなると思いますが、最近のサッカーとかで利用できるロングパイルの人工芝をするとなると、路盤の方にゴムチップなどをまず敷いてその上に人工芝を敷いて、そこにまだ小さいゴムの粒のような分ですね、まあチップですけど、それを敷き詰めるという工事になりますので、やはり金額がかなりかかるようになると思われます。以上です。

**議** **長** 初手議員。

**4 番 初 手** はい。財政的な話があるとなかなか、いろいろ先を言えないんですけども、多目的広場ということでそれにプラスアルファの付加価値を入れて交流人口を増やしていくという、こういう面については当然必要性はあるわけですので、今回の今の状況ではなかなか厳しくなるというふうに思いますが、是非今後どういう状況が変わっていくか、また、人工芝の張り方、あるいはいろいろなやり方っていうのは他所の例を見てもですね、いろんな対応があるようですので、例えばソフトボールの内野の分を造りながらも全面が人工芝にできるとか、小国町なんかはそういうふうな形もしていますので、是非今回は断念をせざるを得ないかもしれませんが、今後前向きな形で一つの川棚の目玉となるような施設に造っていかれるような考え方を是非持っていただきたいというふうに思いますが、町長いかがですか。

**議** **長** 町長。

**町** **長** はい。あまり時間もありませんけど。この埋立事業の件については先ほど議員が述べられたとおり、平成10年の話なんですね、この構想があがったのが。町民にああいった資料を作って約束をして、そして埋立ての同意を漁民の皆さん方にもらったと。しかし、政権が民主党政権に代わって、これが白紙になりました。私はその当時就任いたしましたので、その資料を基に町民に約束をしたんだから、政権が代わって白紙になるとは何事かということで県に談判いたしまして、とうとう国にまで陳情に行った経過があります。そういった中でやっとその後状況が変わりまして、引き続き実施をしようということになりまして、先ほど言いました数年前に着工していただきましたが、なかなか交付金の交付が少なくなって、事業が進められなくなりまして、改めて地方創生の港整備推進交付金を活用して、今現在に至っております。このグラウンドについては防災広場ということで、議長す

いません。

**議** **長** 簡明にお願いします。

**町** **長** 防災広場ということで進めてきたわけでありまして、やっぱり広場を有効活用して交流人口を増やすためには、もっとやっぱり施設の整備は必要であると。今から先の時代では必ずナイターが必要だと。そして、人工芝も必要であるということで、初手議員とも以前、県北振興局に何回も相談をして、やっとナイター施設だけは、ソフトボールなどができる照明施設ができる範囲まで今設計の段階でしていただいております。そういった中で、今後、人工芝を設置することについては、防災広場という観点から、火が使えなくなるということで無理だという県の見解ではあります。そこで、やっぱり川棚町としては、人工芝がある、いわゆるグラウンドが欲しいということはサッカー関係者以外でもありますので、それについては今後も私どもは研究課題として捉えて、担当課長に対しましてはそういった施設ができないかどうか検討するように指示をいたしております。以上でございます。

( 1 5 : 3 2 )

**議** **長** ここで、しばらく休憩をいたします。

( 1 5 : 3 2 )

(…休 憩…)

( 1 5 : 4 5 )

**議** **長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**議** **長** ここで、あらかじめ会議時間を延長いたします。

( 1 5 : 4 5 )

**議** **長** 次に、毛利喜信議員。

**3 番 毛 利** 3番、毛利喜信です。職員の処分の基準について質問します。

近年、本町職員の不祥事が相次ぎ、懲戒の処分などに至ったことは誠に遺憾であります。法令を犯したり、町民の利益を損ねたりするなど公務員としての自覚を欠いた行動であれば、処分の対象となることは当然と考えますが、その基準や範囲については曖昧であると感じております。そこで、以下のことを尋ねます。

①男性主事の死亡事故に係る懲戒処分については、その事案が捜査途中であると思いますが、処分の決定が捜査終了前に行われたのはどうしてでしょうか。

②女性主任主事の処分に係る事案の概要は、長崎新聞の報道によれば、勤務中における37回の私的なフリマアプリの操作とされていますが、処分の種類（程度）については、どのような判断基準で行われたのでしょうか。

③上記②に関係する処分者は、本人、所属部署課長及び前所属部署課長までとなっていますが、処分した上司職員の範囲を課長までとした理由は何でしょうか。また、上司の処分の種類（程度）は、一律に人事院総務部長発、「懲戒処分の指針について」を適用するのではなく、違反した本人の違反の内容や上司の事案への関与の状況、上司が部下と同一部署であった期間、過去の懲戒処分の例、上司のこれまでの成績など、総合的かつ慎重に判断されるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

④職員からの聞き取りによれば、町は、住民からの通報があれば調査をし、違反の認定がされれば本人、上司ともに処分の対象となるとの認識のようですが、今後もその考えに変わりはないのでしょうか。また、今現在、通報等によって認識しているが公表していない違反の案件はないのでしょうか。以上、質問いたします。

**議**            **長** 町長。

**町**            **長** 毛利議員の職員の処分の基準についてのご質問にお答えいたします。

ただいま議員からは4つの項目についてご質問をいただきましたので順にお答えをしてまいります。

①の死亡事故に関しましては、警察の捜査が継続しているのか、終了したのか、警察から町に対して情報提供はなく承知しておりませんので、処分の決定の時期が捜査終了前であったかどうかはわかりませんが、処分を行った事実関係と経緯についてお答えしたいと思います。

まず、この事故は、令和3年10月16日土曜日の正午前に発生し、被害者の方は翌朝17日の朝にお亡くなりになられたものであり、そこで、この死亡事故を起こした本町職員に対し、10月28日に停職2か月の懲戒処分を行ったものであります。

町職員の起こした交通事故により、町民の尊い生命が失われたこの事案について、大変重く受け止め、速やかに町村会顧問弁護士に相談し、対応を検討したところであります。

当該職員は、起訴され、裁判により刑罰が科される可能性があると思われましたが、起訴される日、裁判の予定及び判決が言い渡される時期がいつになるのか、町としてまったく予見できない状況でありました。

事故発生から判決まで数か月以上に及ぶ期間がかかることがあるとのことであり、法的には、起訴されるまでは、逮捕・拘留等がなされない限り、職務に従事して差し支えありませんが、お亡くなりになった被害者のご遺族のお気持ちや、住民感情に配慮した場合、事故前と変わらずに職務に従事させることは不適切ではないかと判断をしたところであります。

また、被害者の遺族の方から当該職員に対し、町職員を辞めたりすることなく、町職員として職務に励み、町に貢献してもらいたいとお言葉をいただいたとのことなどから、早期に適正な処分を行うことが望ましいと判断し、今回の処分を行ったものであります。

次に②について、当該職員が行った行為は、10月29日朝の町議会全員協議会において、同日付けの町長名により発出した「職員の懲戒処分の公表について」を配布し、議員の皆様にご報告したとおりであります。その行為は、本町が国家公務員の懲戒処分の基準に準じて定めております「職員の懲戒処分の基準」における「勤務態度不良」の項目に該当するものであり、そこに規定している「勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。」との規定により、処分を行ったものであります。

その判断は、当該職員に面談の上、聴き取りを行い、事実関係を精査し、町村会顧問弁護士に相談を行った上で総合的に判断を行ったものであります。

次に③について、「処分した上司職員の範囲を課長までとした理由は何か」というご質問であります。本町の場合、課長の上司は、副町長、さらに町長ということになります。

副町長及び町長は、特別職の公務員であり、地方公務員法上の懲戒処分の対象とはなりませんので、課長までとしたものであります。

また、今回、上司2名に対して行った戒告の処分は、今回の、当該職員が起こした勤務態度不良の行為と上司の管理監督責任に照らし合わせて、慎重かつ総合的に検討し、社会通念上においても上司の責任として負うべき妥当な処分であると判断をしたものであります。

④の「町は、住民からの通報があれば調査をし、違反の認定がされれば本人、上司ともに処分の対象とするとの認識のようだが、今後もその考えに変わりはないか」というご質問につきましては、基本的な考えとして、住民からの通報に関わらず、違反の事実が確認された場合は、処分の対象になるものと、このように考えております。

また、後段の「今現在、通報等によって認識はしているが公表していない違反の案件はないか」というご質問につきましては、本町が定めている「川棚町職員の懲戒処分等の公表基準」は、「町長が行った懲戒処分等」について公表制度を設けているものであり、違反があった場合に、その違反を公表するという制度ではありませんので、答弁することは差し控えたいと存じます。以上、答弁とさせていただきます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 毛利議員。

**3 番 毛 利** まず最初の①から再質問を行いたいと思います。職員が起こした類似の死亡事故、他の自治体ですね、をちょっといくつか調べてみたんですが、ある市では職員が起訴されて禁固1年8か月、執行猶予3年の判決で、市の処分は停職6か月。また、とある市では、遺族との示談が成立して、市の処分は停職1か月とかがありました。で、これはどちらも刑の確定とか示談とかの状況を見極めた上での処分となっているんですが、先ほど町長おっしゃいましたが、「速やかに」とおっしゃったんですけど、本当にそれでよかったのかなっていうのはちょっと思います。そもそも本町で、じゃあどの時点で、タイミングで処分を下すっていう基準か何かあるんでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 総務課長。

**総 務 課 長** はい、お答えいたします。どの時点で処分を下すと、そういう基準は設けておりません。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 毛利議員。

**3 番 毛 利** はい。登壇のときも言いましたけど、その辺基準とかです

ね、そういったところが曖昧だなというのは感じるんですよね。じゃあどの時点であるかとか、重い軽いとかそういったことは言うつもりはないんですけど、例えばどのタイミングで、捜査が終わったり、刑が確定したりとか、そういった時点であるとか、その「速やかに」というのが本当に正しいのかどうかというのはちょっと疑問で、やっぱりある程度見極めた上で、当然事故自体は起こったことですから、本当に起こったことですから、そのあとの処理というものではやっぱりある程度見た上で判断するべきかと思うんですけど、その辺はいかがですか。

**議**            **長** 町長。

**町**            **長** はい。壇上でも述べましたように、処分をしないと逆になぜ処分せんとやろうかというような疑問も持たれます。これは当然であります。そういった中で、今回処分をしたのは、要はああいった死亡事故を起こしておりながら仕事にいわゆる従事しているという、そういった住民感情を考えたときに、早急に処分をして、そして今回は停職ということでしたしておるわけでございます。これについては、先ほど議員がおっしゃったように、処分の基準、時期の基準は定めておりませんので、町村会の顧問弁護士に相談をして、どういった時期にどういった処分をした方がいいのか相談をして決定をしたところであります。以上です。

**議**            **長** 毛利議員。

**3 番 毛 利** ではその今回の事件ですけども、今後遺族との示談が成立して不起訴になる、もしくは逆もあり得るかもしれない。そういったときに、再度処分があるということはある得ますか。

**議**            **長** 副町長。

**副 町 長** はい。同じ事案について二度処分というのはございません。その結果によりまして、最悪の場合ですね、禁錮以上の刑が確定すれば、その時点で失職ということも、ケースとしてはあり得るというふうに考えております。

**議**            **長** 毛利議員。

**3 番 毛 利** 議長、上着とっていいですか。暑くて。

**議**            **長** はい、どうぞ。

**3 番 毛 利** はい。では、この②について再質問いたします。こちらもほ

かの自治体の状況ですが、ちょっと調べてみました。職員の懲戒処分の事例で、減給10分の1、6か月。今回の本町と同じ内容ぐらいでしょうかね、になると思います。で、この事案は職員が数か月にわたり断続的に欠勤を繰り返し、所属先から嚴重注意を受けたにも関わらず、その後も欠勤が続き、欠勤の日数はわかっているだけで17日と6時間という内容でした。今回本町職員の処分対象の内容は、長崎新聞の方からすると、37回の私的なフリマアプリ、まあ1回が例えば3分と換算すれば111分、2時間ない状況です。今回の本町職員の処分については、他の自治体の類似の例を調査された上での判断だったのでしょうか。それとも町独自で判断されたのでしょうか。お尋ねします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 総務課長。

**総務課長** はい、お答えいたします。他の団体の例、こういったのも参酌はしております。そういった中で総合的に判断をしたということでありませす。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 毛利議員。

**3番毛利** はい。であれば独自にということでもたまたま一緒だったということなんでしょうかね。まあ処分の重い軽いは申し上げる立場にございませんで、本町だけが突出して、他の自治体と比べて乖離するような、そういったことがないように判断していただければと思います。

では、次の③に移ります。人事院の懲戒処分の指針については、監督責任者として、職員が懲戒処分を受けるなどした場合で、管理監督者としての指導監督に適性を欠いていた職員は減給又は戒告とするとあります。先ほど上司職員の管理監督者は、副町長、町長という言葉がございましたので、その中で、特別職にあつては懲戒処分の対象にならないと、そういった言い方だったかと思うんですけども、処分はできなかつたとしても、責任はやっぱり何らかの形でおありになるかと思ひます。その上司職員の任命権者として、管理監督責任というのがあるのではないかと思ひます。ので、町長、副町長はじめ、今後どのような責任といひますか、何かを考えていらっしやるのかどうか、お尋ねしたい。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町長** はい、質問にお答えいたします。懲戒処分を行った場合に

は、懲戒処分の公表基準等にもありますように、その職員の上司が懲戒処分を受けた場合には公表するというそういった基準が設けられておりますので、今回課長職を懲戒処分したことを公表したわけでありまして。そして今、さらにその上司である副町長、町長の処分は行っていないのはなぜかというふうな趣旨の質問だったと思いますが、町長、副町長の処分につきましては、地方公務員法での懲戒処分には当たりません。したがって、もし今回の処分が副町長、町長にも管理監督責任があるというふうに判断をされた場合には、そこについては辞職なり、あるいは給与条例の改正によって減給をしたり、そういったことが考えられるわけですが、今回はそこまですらないと判断をしたところでありまして。これにつきましても、町村会の顧問弁護士等に相談をしながら、総合的に判断をしたところでありまして。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 毛利議員。

**3 番 毛 利** 特別職だから処分の対象にならないからあとで考えます的にか聞かえないんですけど、やはり普通、会社でもそうです。私も会社ありますけど、もし何かあればトップの責任といいますか、上に立つ人間は何か謝罪するなり何なりと、事訳でも言うべきだと思っておりますけど、そう言ったところで何か、どういう責任かというのはちょっとよくわかりませんが、何かを発信する意味はあるのかなと思っておりますよ。それは職員として課長までで終わりますじゃなくて、取り方はあるかと思っておりますけど。それはあとから考えるということではよろしいですか。考えない。どちらでしょう。何か判断されますか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 先ほどはそういう答弁はしてないと思っておりますけど。そこに副町長や町長に責任があれば、それは地方公務員法上の懲戒処分の対象には当たりませんので、自ら辞職をするか、あるいは給与条例の改正によって減給をするかというようなことが考えられますが、今回はそういったところまでは至らなかったと判断をいたしております。なお、これについては全員協議会の席でもお詫びを申し上げましたし、本日の行政報告におきましても改めて議員の皆様方へ、そして町民の皆様方に対しましてお詫びを申し上げた次第であります。以上でございます。



**議** 長 毛利議員。

**3 番 毛 利** では、③に戻します。水道課の配置はですね、特殊でありまして、今回処分を受けた職員又はその上司職員は別々の部屋での勤務になっています。また、公表されたフリマアプリの操作は、もし長くても5分として、そのくらいの時間でしよう。で、離席の理由がアプリ操作なのかトイレなのか、把握も難しいと思いますが、その辺はどのように認識されたのでしょうか。

**議** 長 副町長。

**副 町 長** ③の問いということによろしいんですね。②の方ではなくて③の方。②の方ですね。まず直接その部下職員の方ですけども、町長の答弁の中にもありましたように、勤務態度不良ということで処分をしております。その勤務態度不良というのが、減給又は戒告ということで、最高減給でその中の減給処分も10分の1を6か月と、非常に時間等というよりも、その勤務時間に自分のものを売り買いするような内容について非常に問題があると、不適切であるというふうな判断をしまして、非常に減給の中でも重い処分をしております。で、やはり課長というのは組織規則の中でも課の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督するというふうなことが定められておりますので、その物理的な距離が多少あるからということでその責を免れるものではないというふうに考えております。したがって、部下職員の公務中の非違行為について、全く適性を欠いていなかったというふうなことは言えませんので、減給又は戒告という処分基準に基づいて、これは軽い方の戒告という処分を行ったものでございます。

**議** 長 毛利議員。

**3 番 毛 利** この女性の方の離席等に関する行動について、副町長、総務課長、こういった情報はまずそこから上がっていくんだろうと思いますので、いつからその情報を把握されていましたか。

**議** 長 副町長。

**副 町 長** 私どもにいろいろ情報が入ることがございますが、それについては、それについての重要性、真偽のほど等を確認する必要がございます。そういったことがある関係上ですね、詳細についてはすみませんが答弁は控えさせていただきたいと思っております。

**議** **長** 毛利議員。

**3 番 毛利** 最後書いてますけども、職員さんから聞き取りをしたんですね。で、2名の職員さんがその際に面談をされていると、総務課長と。そのときに報告したというふうなことがありましたと聞きましたので、その時点で把握はされたんだろうと思うんですけど、ある程度の、真偽がどうかは別として、そこで改めて確認するなり、その本人と話をするなりとか、そういった対応ができたと思うんですけど、そのときどう対応されたんですか。初めて聞いたときといいますか。

**議** **長** 町長。

**町** **長** 私の方からお答えいたします。今質問されているようなことにつきましては、例えばこの懲戒処分につきましては、本人から不服の審査請求ができるようになっております。そうなったときに、こういった場でそういった内容についての答弁をすることはいかなものかというふうに私は判断をしております。したがって、答弁できないというふうな答弁をいたしました。が、毛利議員の質問は、あくまでも職員の懲戒処分の基準についてのお尋ねでありますので、そういったことをご理解いただきまして、その方向に沿って質問いただければ大変有り難いと思います。

**議** **長** 毛利議員。

**3 番 毛利** もしそういった違反行為になるかもしれない職員の行動等の情報がですね、報告されたとかであれば、その時点で何なりか対応すれば未然に防げたということもあるかと思うのでお聞きしたんですけど、答えられないと言われるなら仕方がないんですけど、当然社会通念上部下が何かおかしかったら注意をするのが当然ですから、なので、そういった対応をですね、内部でできたのにできなかったのか。しなかったのか。その辺をお聞きしたかったんですね。

例えば、事実があってそれを知っていて何もしなかったということであればそれはやっぱり今後もそういったことが起こることになるので、未然に防ぐという意味では何かの対応をして処置をするというのが最善だったのかなと思うのでお聞きしたんですけど、そういったことと言えないとおっしゃるのであればできませんね。それと今回の処分、背景はいろいろあるかもしれませんが、何か部下に責任を押し付けるというようなところがちょっと見

えるところも感じたもんですから、そういった理不尽な処分があってはならないと思いますので質問をしました。

これは答弁はらないんですけど、最後に③の内容と重なりますけど、いかなる種類の処分をどの程度まで課すべきかは、安易に個人的や組織的な判断に頼らず、行為の動機、対応、結果などのほか、職員の職責、処分歴、他の職員及び社会に与える影響など、種々の事情を総合的に考慮の上、今後判断していただきたいと、それだけ、終わります。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 副町長。

**副 町 長** 先ほど毛利議員のですね、質問にお答えした際に、①の関係でございますけども、その警察、検察の方の処分が出たときですけども、私禁錮以上の刑ということで申し上げましたが、条件としてですね、執行猶予が付かない禁錮以上の刑のときには失職という可能性もありますということでございますので、付け加えて説明をさせていただきました。

**3 番 毛 利** 終わります。

( 1 6 : 1 8 )

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、小谷龍一郎議員。

**2 番 小 谷** 議席番号2番、小谷龍一郎。通告文にしたがい、質問いたします。

1番目、スケートボード場の設置について。

今年の東京オリンピックから新しく正式種目になったスケートボード競技は、日本人選手のメダルラッシュもあり、非常に注目が集まる種目となってきております。

本町近郊にもスケートボードの愛好者は増えてきておりまして、駅前や一般道路、あと公園などでですね、練習をしている姿を目にすることも度々あるようになってきました。

しかしながら、街中や道路で練習は危険が伴いまして、公共の公園ではスケートボード禁止の場所もあり、安全に練習ができる場所の確保が難しいと聞いております。

今後、プロを目指すような高い目標を持った小・中・高校生や、親子でスケートボードを楽しむ方々などが安全に練習をできるような環境整備のニーズは高まるものと思われまます。また、この新たなスポーツ競技の推進を行う

ことにより、スポーツを通しての同世代・異世代交流の場の創設や、交流人口の拡大、地域の活性化にも期待が持てるものと考えております。以上のことから次の2点をお尋ねいたします。

①町内在住のスケートボード愛好者が2021年2月に発足させました川棚町スケートボード協会から川棚町役場宛てにスケートボード場の設置要望が提出されていると思いますが、この件につきましてはどのような検討がされているのか質問いたします。

②本町の新たなスポーツ交流の場として、地域の活性化に向けたスケートボード場の設置ができないか。

①の質問に関しまして、スケートボード協会から出されております要望書を抜粋しまして、資料としてお配りしておりますので目を通していただけたらと思います。

続きまして2問目、子育て世代の経済的支援のニーズ調査について。

令和3年3月定例会において、「子育て世代の経済的支援について」の一般質問を行い、中学校進学時の制服購入費の一部補助、習い事への一部補助制度の提案をいたしました。

その際、町長の答弁によりますと「財源的にも厳しく実施する考えはない」との答弁であっております。その中で、「ニーズがあれば応えていかなければならない」、「ニーズがあるかどうかの調査は今後の課題として捉えておく」との発言があっております。その後の「子育て世代の経済的支援について」のニーズ調査は行われたのか質問いたします。以上です。

**議 長** 町長。

**町 長** 小谷議員のご質問にお答えいたします。

ただいま議員からは2項目についてご質問いただきましたので、まずスケートボード場の設置についてのご質問にお答えいたします。

ただいま議員が述べられましたように、東京オリンピックでの日本人選手のメダルラッシュにより、新種目ながらスケートボード競技に注目が集まり、その後滑走できる公園、いわゆるスケートパークの整備が特に首都圏で広がっているようであります。現在国内では、公園や公共スペースはスケートボード禁止の場所が多く、愛好家や初心者からの専用施設の整備を求める声が高まり、一部の自治体ではその対応に既に動き出しているようでありま

す。私もこの競技が東京オリンピックの正式種目と知った頃から興味を持ってこれまで注視をしてきたところでもあります。

そこで①の質問についてであります。去る6月1日に川棚町スケートボード協会から練習場の設置についての要望が書面でありましたので、6月17日にその回答書を協会に送付をしたところでもあります。担当課では、佐世保市と諫早市に設置されておりますスケートボード場、そして波佐見町に民間企業が建設中のスケートボード場の状況を調査した上で、建設場所や建設費用など課題があると判断し、回答書では、引き続き施設の状況を調査・研究していきたいと、そしてコロナの状況が落ち着いたところで協会の活動状況などについてお話を聞きたいこととお伝えしたところでもあります。

次の②の「スケートボード場の設置はできないか」につきましては、建設するとした場合には、騒音や安全対策、設置場所の確保、財源の確保、そして需要の把握などが課題と捉え、調査・研究中でありますので、設置の判断はまだいたしておりません。かつて、くじゃく園にローラースケート場が整備をされましたが、利用者のニーズをうまく捉えることができずに廃止した経緯もありますので、慎重に判断していきたいと、このように考えております。

2項目の子育て世代の経済的支援のニーズ調査についてのご質問にお答えいたします。

子育て世代の経済的支援についてのニーズ調査は大変重要であるところのように認識をいたしております。しかし、調査を実施する場合は、経済的支援に関するだけでなく、ほかにも防犯、事故防止、生活環境・学校環境の整備、健全育成等の支援など、多岐にわたる調査が必要でありまして、ましてや習い事への一部補助についてのニーズが、あるかないかだけの調査は、これはいかななものかと考えております。

したがいまして、議員が期待されているような調査は、実施はいたしておりません。また、こういった調査を実施する場合は、その調査手法や、その時期も重要であると思います。本町では令和2年度に、子ども・子育て支援事業計画、これは5年度ごとに、今回は令和2年から6年度までを策定をいたしましたが、その折に川棚町の子育て支援に関する調査を実施をしており、現在実施している子育て支援策の評価をいただき、今後どのような施策

に重点を置くかなど、ご意見をいただいたところであります。

その結果、今後の重要度としては、防犯・防災・交通事故などの「子ども等の安全確保」が最も高く、道路整備、遊び場、居住環境、施設のバリアフリー化などの「子育てを支える生活環境整備」、保育、地域の子育て支援サービス、放課後児童クラブなどの「地域における子育て支援」、「子どもの健全育成」、「教育環境の整備」などのご意見をいただきまして、それらを施策に反映させているところであります。

先ほども申し上げたとおり、このような調査は大変重要であると認識をしておりますので、次期子ども・子育て支援事業計画の策定時にも調査を実施し、子育て支援に生かしていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 小谷議員。

**2 番 小 谷** はい、それでは再質問に移りたいと思います。先ほどの答弁の中で、近隣の施設は1回見に行かれていますか、調査はされているということで答弁がっておりますが、現在まだ調査中ということで答弁でしたけども、どの段階といいますか、例えば候補地であったり、大体の事業費の積算であったり、そのようなテーブルまでは乗っていないという段階でしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 企画財政課長。

**企画財政課長** はい。本件のスケートボード場につきましては、現在企画財政課と建設課の方で調査・研究をしているところでございます。現在の研究の時点といいますのが、先ほども町長からの答弁がありましたとおり、近隣の自治体のスケートボード場の状況を調べているということと、あとやはり問題になるのが、需要がどの程度あるかということでございまして、これも町長の答弁でもありましたとおり、かつて大崎のくじゃく園にはローラースケート場がありまして、なかなか住民の希望ですか、そういうのも捉えきれないで廃止したという経緯がありますので、どれだけのやはり需要があるのかというのが必要だろう、調べることは必要であろうということで、そこら辺を今中心に調べているところでございまして、その具体的な設置場所等についてはですね、あと事業費がどの程度かかるか、この事業費につきましても、スケートボード協会が望まれている施設がどのようなものであるか、そ

こら辺を把握しないと事業費の方の算出もできないということで、まだその段階まで至っておりませんので、具体的な事業費の算出もできていないというふうな状況でございます。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 小谷議員。

**2 番 小 谷** 今、ローラースケート場の話がちょっと出ましたけども、この協会の方と私もちょっと話をしたんですけども、できれば実際施設を使う人たちっていうのは、子どもたちであったり、小中学生、高校生あたりがメインになってくるかとは思うんですけども、やはり車で行かないといけない場所ではなくて、自分たちでも行けるような場所で造ってほしいという要望がっております。その需要の調査をされているということでしたけども、どのような調査の方法をされてるんでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 企画財政課長。

**企画財政課長** 実際に場所を見に行きましたのは諫早市のスケートボード場、それから波佐見のスケートボード場ですね。こちらの2か所を見に行きまして、あと佐世保市につきましては、今、米軍基地のちょうど真ん前のあるんですけれども、そちらの方は近々西九州自動車道の工事の関係で撤去されるという状況がありますので、そちらの方は見に行かないでネットでの情報ということで調べているところでございます。

佐世保市の方につきましてはですね、平日で大体40名程度利用されているという状況でございまして、諫早市の方が、これは月間でしかわかっていないんですけれども、大体400人前後が利用されているという状況で、それでスケートボード協会の方からのこの要望書ですね、こちらの方に土日は特に多くて使えないというふうなことも書かれておりましたので、実際に見に行きましたところ、これは諫早市の方なんですけども、実際に使われていたのは6、7人程度の方が使われているという状況でございまして、特に混雑しているという状況はございませんでしたが、今後もやはりその状況を調べていきたいということで、継続でその分を調べていきたいというふうに考えているところでございます。

あと、波佐見町なんですけれども、こちらの方はまだできたばかりというふうなことで、今からの活用がされるのであろうというふうに思っておりますので、こちらの方もですね、今後の状況を見ていきたいというふうに考え

ているところでございます。以上でございます。

**議** 長 小谷議員。

**2 番 小 谷** 諫早と佐世保と一応人数は調査されているということで、今ありましたけれども、やはり近くにはないので、諫早であったり、佐世保は施設といいますか、利用できる場所といいますか、スペースがつくってあるような感じかと思えますので、諫早の数字っていうのが月400名ということであるかと思うんですが、あと例えば川棚町から行っているとしたら、多分武雄あたりに行っているかと思うんですよね。話を聞いている中ではですね。武雄でスクールであったり、教える人がいてからちゃんとした指導をしてもらっているということで聞いておりますので、できればそちらの方も調査をちょっと広げていただきたいかとは思っています。

あとですね、まだ需要の調査ということで言われましたけども、先ほど百津の人工芝の件でちょっと出ましたが、スポーツ振興くじ助成金ですね。t o t o とかの助成金になるかと思えますが、こちらの活用の中での検討っていうものはまだそういう段階ではないのかもしれませんが、もし検討するのであればこの中になってくるんでしょうか。

**議** 長 企画財政課長。

**企画財政課長** はい。先ほども申したとおり、具体的な事業費というのをはじいておりませんので、補助金とかことについてはですね、そこまでまだ調査していないのが現状でございます。例えば、スケートボード場を公園に設置するというのであれば、その公園の補助とかもある可能性もありますので、具体的な位置とかが決まらないと、あと事業費が決まらなとなかなかその財源となる補助金のところまではですね、なかなか行きつけないということで、それも今後の課題というふうに考えております。以上でございます。

**議** 長 小谷議員。

**2 番 小 谷** これは前向きに検討されているという見方をしているんですか。それともまだこれから、例えば調査をされていると言いますけれども、どこまで大体調査をされるのか、判断がどの段階で判断をされるのかというのがですね、ちょっと教えていただきたいんですが、どうなんでしょうか。

**議** 長 企画財政課長。



**企画財政課長** 企画財政課の方としましては、今、佐世保と諫早市の方の状況は調べておりますので、あと川棚町から10キロ圏内というふうなことで非常に近いということがありますので、これは波佐見の状況を今後どうなっていくかと、これを実際に調べていきたいというふうに考えております。結論としましては、この波佐見の状況を見ながらですね、川棚町のことも考えていければとは思っているところでございます。また、改めて今日の議員からの質問の中で、武雄の件が出てきましたので、そちらの方もですね、併せて調査の方をさせていただければというふうに思っているところでございます。以上でございます。

**議 長** 小谷議員。

**2 番 小 谷** 今、波佐見の状況を見ながらっていうのがあったんですけども、このスケートボード場に関しては、結構タイムリーなものかと思っております。質問でも出してありますように、地域の活性化であったり、交流人口の拡大であったり、こういうのも狙えるような施設にもしかしたらなるのじゃないかという期待を込めております。ですので、できれば前向きに検討していただきたいというのもありますし、やっぱり波佐見のスケートボード場というのは一応名目的には出ているかと思うんですけど、あそこは民間がやられているところかと思っておりますので、現在の施設自体も簡単なバンクが置いてあるくらいの施設ということですので、参考にそこをされるのでしょうか。

**議 長** 企画財政課長。

**企画財政課長** はい。施設の規模につきましては、先ほども申しましたとおりスケートボード協会の方ともお話しして、どういうものを要望されるのか、そこら辺を確認した上でですね、決めたいと思っておりますが、波佐見を例に出しましたのは、やはり先ほどから言っております需要の問題ですね、これがどれくらいあるのかというのをどうしても把握したいと。諫早市につきましては先ほど400人程度と、月ですね、そうしますと、土日に来られている方もそんなに多い数ではないというふうに思います。箇所数も増えてきているということになりますと、本当に協会の方が言われているような需要も出てくるのかどうか、そこら辺が不安なわけでございます。ですので、波佐見を例に出しておりますけれども、確かに規模もですね、小谷議員が言わ

れたとおり、確か5メートル幅の30メートルぐらいの延長の施設だったと思います。初級者向けの施設じゃないかなと思います。諫早の分につきましては、上・中級者向けということでございまして、諫早の施設につきましては、セクションと呼ばれるジャンプ台とかあるんですけども、そういうものの設置費だけでも2,800万かかっていると。そして、それに加えて施設の舗装、そういうのをしていきますと多分4,000万ぐらいかかっているんじゃないかなと思います。そうしますとやはり財源の問題も出てくるということもありますので、やはり慎重に決定はしていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 小谷議員。

**2 番 小 谷** まだ調査段階ということで、根掘り葉掘り聞くことはできないかと思うんですけども、一つだけ確認させていただきたいんですが、ニーズ調査にしてもどれぐらいの規模に関してかというのもそうなんですけども、実際やられている方たちの意見を聞きながらやっていかれるということですかね。最初の答弁の中では、ある程度判断をした上でお伝えするというような感じの答弁があったかと思うんですけども、その検討といいますか、調査の段階でそこら辺の方たちの意見を聞いていただけるということでよろしいのでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** なかなか先に進みませんので、基本的な考え方を申し上げます。先ほど壇上で言いましたように、この競技が、子どもたちが参加できるということで、オリンピック競技に正式種目に決まったということで、私も非常に興味を持ってこれまで見てきたところであります。そういった中で、子どもたちが大活躍をしましたので、恐らくこういう話が出てくるのではないかと、そういうふうに思っております、特に今ネットなどで調べて見ますと、首都圏ではかなりの反響があっているようでございまして、会場になりました仮設のパークにつきましても、永久施設にするように東京都が今検討をしているようでございます。そういった中で今後このスケートボード人口は少しは増えるんじゃないかと、こう思っております。

そういった中で、この協会が21年の2月に設立されたということで要望がありましたので、まずは近辺の施設について調査をさせました。私も諫早

には実際行きまして、そして視察をしたわけですが、施設を造るとなりますと、スケートボードの正式競技はパークとストリートというふうに二つの種類がありまして、これを同時に練習するような諫早市の施設になっておりました。そういったことで、いろんな狭いところに施設がありまして、かなりの施設自体の金額がかなりかかります。財源の確保の問題がまず課題であります。

それから、一番心配したのが騒音ですね。この騒音が非常に大きいということで、どこでもできるような競技ではないというふうに判断をいたしまして、そういった騒音対策をどうするかということ。騒音対策といいますとやはり建設場所をどこにすればいいのかと、そういったことで課題があります。

それから、スケートボード協会も設立されたばかりでありますので、十数人はいらっしゃるというふうに聞いたところではありますが、そういった中でこの資料を見てもみますと、協会の目的がいろいろ書いてありまして、果たしてそういったことに資することが全てできるのかどうかということも思いますし、まずはコロナウイルス感染症の状況が収まっていけば、この協会の皆さん方と意見交換をして、情報交換をしながらこのことについての結論、方向性を出していきたい、こう考えておりまして、担当課にはそういったことの指示をして、まずは現状できる範囲での調査をするように指示をしているところであります。したがって、まだ設置をするとかしないとか、そういったことは決めておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

**議 長** 小谷議員。

**2 番 小 谷** もう一つ再質問を用意してましたけども、これは残しておきます。スケートボード場に関しては今町長から丁寧にありましたので、コロナが落ち着いてからということでしたけど、どの時点でといいますか、なかなか先が見えませんが、できるだけその意見交換ができるのでしたら、実際やられている方たちの意見を聞いていただきながら、検討していただければと思っております。

次の2番目の質問にいきますけども、ニーズ調査といいますか、ニーズ調査をするとなれば、もっといろんな範囲の調査を行わなければいけないということでの答弁をいただきましたけども、まだ前回出したときに制服の購入

費とか限定してしまったんで、私がちょっと失敗したなっていうところであつたんですが、ここまで聞いていいのかどうかあれですが、もしこれが例えば制服購入費とか習い事の一部補助とか、そういうのに限定せずに、例えば入学時の祝い金、使途は何でもいいというようなものやったらまた変わってくるのでしょうか。すいません、通告文に沿ってるつもりです。

すいません、もうちょっと補足していいですか。

**議** 長 はい、どうぞ。

**2 番 小 谷** 前回の質問では制服購入費とかということで限定しておりました、町長の答弁の中にですね、お下がりなどそういうものがもらう人いるので、制度構築としては難しいというような答弁がされておりました。そこで私もいろいろ考えておまして、あまり使途を指定しすぎたのかなと、逆に、例えば祝い金という形で何にでも使える形のお祝い金という形をするというのだったら、このニーズ調査等とまた別の調査になるのかなと、そういうことを思ったんですが、基準といいますか、判断の基準というのは、祝い金の場合はまた別の基準になってくるのかどうかをちょっとお聞きしたかったんですが。伝わりましたかね。いや、頭の中ではわかってるんですけど、制服とか何とかな場合は物が限定されていたわけじゃないですか。前回習いごとに関してもですね。そういう場合はニーズの調査をした上でじゃないと、まず制度をつくったり何だりすることは、まず話のテーブルに乗せることができないというような感じの答弁だったんですが、その使途をそういう制服購入費とかなんとかっていう限定するわけではなく、入学時のお祝い金という形の補助制度でだったら、そういう場合もニーズ調査等が必要になってくるのかどうかっていうような質問です。

**議** 長 町長。

**町** 長 はい、お答えします。調査というのはそういうことじゃなくて、先ほど壇上で言いましたように、計画を策定する段階、川棚町で子育て支援でどういったニーズがあるのか、そういったことを計画に載せるときにいろんな設問をして、そして調査をするわけでありまして。したがって、このことについてニーズがありますかっていう、そういった調査は基本的には難しいんじゃないかと。当然、制服補助があつた方がいいですかというような質問をしたら、それはあつた方がいいという方がほとんどでしょ

う。だから、そういった調査はありえないということでもあります。

小谷議員が質問されたのを振り返ってみますと、制服に対しての助成は制度上難しいということで、あのときはご理解をいただいたんだと思います。そのあとに学習塾に通う人たちへの助成はどうかという質問に対しまして、これは教育長がそのとき答弁したんですけど、GIGAスクール構想で1人1台の端末を持って、そしてそれを持ち帰って予習・復習が自宅でできるようになっています。そういった状況の中からすれば、まずそれを推奨すべきではないかと、このように思いまして、学習塾に対しての助成は考えておりません。前もって答弁をさせていただきます。

議 \_\_\_\_\_ 長 小谷議員。

2 番 小 谷 どちらの質問もご丁寧に答弁をいただきましたので、これで終わりたいと思います。

( 1 6 : 5 1 )

議 \_\_\_\_\_ 長 通告者の質問が全て終了いたしましたので、これで一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれにて散会といたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

( 1 6 : 5 2 )

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川 棚 町 議 会 議 長

村 井 達 己

会 議 録 署 名 議 員

高 以 良 壽 人

会 議 録 署 名 議 員

堀 田 一 徳